# 都市緑地保全法等の一部を改正する法律

(都市緑地保全法の一部改正)

第一 条 都市緑地保全法 (昭和四十八年法律第七十二号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

都市緑地法

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 (第四条)

第三章 緑地保全地域等

第一節 緑地保全地域 (第五条—第十一条)

第二節 特別緑地保全地区 (第十二条—第十九条)

第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全(第二十条—第二十三条)

第四節 管理協定 (第二十四条—第三十条)

第五節 雑則 (第三十一条—第三十三条)

第四章 緑化地域等

第一節 緑化地域 (第三十四条—第三十八条)

第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制 (第三十九条)

第三節 雑則 (第四十条—第四十四条)

第五章 緑地協定 (第四十五条—第五十四条)

第六章 市民緑地 (第五十五条—第五十九条)

第七章 緑化施設整備計画の認定 (第六十条—第六十七条)

第八章 緑地管理機構 (第六十八条—第七十三条)

第九章 雜則 (第七十四条)

第十章 罰則(第七十五条—第七十九条)

附 則

第二十四条を第七十八条とし、 同条の次に次の一条を加える。

第七十九条 地 区計 画等緑地保全条例、 地 区 計 画等緑化率条例又は第四十四条の規定に基づく条例 には、

これに違反した者に対し、三十万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

第二十三条各号を次のように改める。

第七条第三項(第十三条において準用する場合を含む。)又は第八条第五項の規定に違反した者

第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三

第八条第二項又は第七十一条の規定による都道府県

知事

の命令に違反する行為をした者

兀 第十一条第一項 (第十九条にお いて読み替えて準用する場合を含む。)、第三十八条第 一項 (第四

十三条第四項に お , , て準用する場合を含む。)又は第六十三条の規定による報告をせず、 又は虚偽  $\mathcal{O}$ 

報告をした者

五. 第十一条第二項 (第十九条において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による立入検査 若し

くは立入調査又は第三十八条第一項 (第四十三条第四項において準用する場合を含む。) の規定によ

る立入検査を拒み、 妨げ、 又は忌避した者

第二十三条を第七十七条とする。

第二十二条中「の一」を「のいずれか」に改め、 同条第一号中 「第五条第一項」 を 「第十四条第 項

に改め、 同条第二号中「第五条第三項」を「第十四条第三項」に、 「附せられた」を「付された」に改め

、同条を第七十六条とする。

第二十一条中「第六条第一項」を「第九条第一項(第十五条において準用する場合を含む。)又は第三

十七条第一項(第四十三条第四項において準用する場合を含む。)」に改め、同条を第七十五条とする。

第四章を第十章とする。

第三章の四中第二十条の十一を第七十三条とし、第二十条の十を第七十二条とし、第二十条の九を第七

十一条とする。

第二十条の八中 「前条第一号又は第二号」を「前条第一号イからハまで又はニ・」に改め、 同条を第七

十条とする。

第二十条の七第一号を次のように改める。

一 次のいずれかに掲げる業務

イ 管理協定に基づく緑地の管理を行うこと。

ロ 市民緑地の設置及び管理を行うこと。

ハ 都市計画区 域内の緑地の買取り及び買い取つた緑地の保全を行うこと。

二 次に掲げる業務

・ 住民等の利用に供する認定緑化施設の管理を行うこと。

認定事業者の委託に基づき、認定計画に従つた緑化施設の整備又は認定緑化施設の管理を行う

こと。

認定事業者に対し、 認定計画に従つた緑化施設の整備に必要な資金のあつせんを行うこと。

第二十条の七中第二号から第四号までを削り、 第五号を第二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ

繰り上げ、同条を第六十九条とする。

第二十条の六を第六十八条とする。

第三章の四を第八章とし、同章の次に次の一章を加える。

第九章 雑則

### 経過措置

第七十四条 この法 律 :の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、 又は改廃する場合にお いては、 そ

れぞれ、 政令又は国土交通省令で、 その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、 所

要の経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)

を定めることができる。

第二十条の五 の九の見出し中「樹木保存法」を「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する

ため 法律」  $\mathcal{O}$ 樹 に改め、 木  $\mathcal{O}$ 保 同条中 存に関する法律」に改め、 「第九条の八」を「第三十条」に、 第三章の三中同条を第六十七条とする。 「樹木保存法」を「都市の美観 風致を維持する

第二十条の 五. 一の八中 「第二十条の六第一項」 を 「第六十八条第一項」 に改め、 緑 地管 理 機構」 の下に

(第六十九条第一号ニに掲げる業務を行うものに限る。)」 を加え、 同条を第六十六条とする。

第二十条の 五. の七を第六十五条とし、 第二十条の 五. の六を第六十四条とし、 第二十条の五 の五を第六十

三条とし、第二十条の 五の四を第六十二条とする。

第二十条の五の三第一項第二号中 「緑: 化施設」の下に 「(植栽、 花壇その他の国土交通省令で定める部

分に限る。)」を加え、 同条を第六十一条とする。

第二十条 の 五 の二中 「第二条の二第二項第三号ニ」 を 「緑化地 域 文は 第四 条第二項第三号ホ」 に改め、

(当該 建築物  $\mathcal{O}$ 屋上、 空地そ  $\mathcal{O}$ 他の 屋外に限る。)」 を削 り、 同条を第六十条とする。

第三章の三を第七章とする。

第二十条の五の見出し中 「樹木保存法」を 「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律

に改め、 同条中 「第九条の八」を「第三十条」に、 「第二十条の二第一項」を「第五十五条第一項」に

樹 木保存法」を 「都市 の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」 に改め、 第三章の二中

同条を第五十九条とする。

第二十条  $\mathcal{O}$ 兀 0 見出 し中 首 都圈近郊緑地保全法」 を 首 都圏保全法」 に改め、 同条第一 項中 首 都圏

近郊 緑地保全法第三条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による近郊 緑地保全区域 (緑地 记保全地! 区 を 「首都 巻 近 郊 緑 地 保 全区

域 ( 緑 地 保全地 域 及び 特別 緑 地 保全地区」 に、 同 法第八条第 項」 を 首 都 圏保, 全法第七 条第 項」 に

改め、 同条第二 項中 近近 幾圏  $\mathcal{O}$ 保全区 域 の整備に に関する法律第五条第 項の 規定によ る近郊 禄地保 全 区 域

(緑 地 保全地区」を 「近畿圏 近 郊緑地保全区域 (緑地保全地 域 及び 特別 緑地保全地区」に、 「同法第九条

第一項」を「近畿圏保全法第八条第一項」に改め、 同条を第五十八条とする。

第二十条 の三中 「前 条第一 項 を 「第五· 十五 条第 項」 に改 め、 同条、 水を第五 十七条とする。

これ の施 を は 業務を行うものに限る。 掲げる業務のうち市 人工 第二十条の二第 「当該土地等」に、 設及びこれに附属して設けら を 一地盤、 「これらの 建築物その他 項 中 緑 民 地又 「(以下 緑 地 「第二十条の は の工作物 0) に、 緑 設置及び管理に関するものを行うもの」 化施 「市民緑地」という」を 「を確保する」を れる園路、 設 (以下この条において 六六第 (以下 項」 土留その 市 を 民 緑緑 「の形成を図る」 「第六十八 地 他  $\mathcal{O}$ 「又は緑化施設 という。 施 「土地等」 設 条第 をいう。 という。)」 に改め、 を「(第六十九条第一 項」 に改 以下この項に (植 に、 め、 裁、 「以上の土地」 「で第二十条の 同項第 花壇その を加え、 お *\*\ 号中 て 同 他 号 口  $\mathcal{O}$ 「当該 緑化 の 下 に 七 じ 土地」 に に、 土 掲  $\mathcal{O}$ ため げる 号に 地 乊又 を

### 緑 化 施 設 $\mathcal{O}$ 整 備 に関 す る事 項

土

地

に改

め、

同

項第二号に

次の

ように

加える。

保全 号 第二十条の二 地 ホ 域  $\mathcal{O}$ 地 区内の緑化の推進」に、 特 別 第二 緑 地 項 保 全地 中 禄 区若 地 保全 しくは第四条第二項第三号ハの 地 「土地」を「土地等」に改め、 区又は第二条 の二第二項第三号 地 区 内 同条第三項中 の緑 ハの 地 地 区  $\mathcal{O}$ 内 保全又は  $\mathcal{O}$ 「基本計画」 緑 地 緑  $\mathcal{O}$ 保全」 化 地 の下に「( 域若 を しくは 緑 地

同

全地  $\mathcal{O}$ 緑 法第三 地 緑 れ 掲げるものである場合にあつては同号」を 定による近郊 緑 保 地 規 地 地 第二号又は第三号」 保全地 定による近郊緑地保全区 全 域 保全区域 保全地域、 一条第 及 地 び 域 特 域内 地 別 緑 項 **(**緑 特別 に 区 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全区 地 計 地 あつては、 規定による 保全地 緑 保全地区を除く」 画 に改め、 等緑 地保全地 域 区 又 地 基本 保 を除く。 域 は 近 及び 全条 同項ただし書を削り、 区 緑 郊 又 緑 計 地 近畿圏 保全地 例 は 地 画 を 地区計 及び緑地 次項 保全 に より 首 E 区 区  $\mathcal{O}$ 「第二号又は第三号に掲げるものである場合にあつてはそれぞ 保全区 域 制 お 都 画等緑地保全条例により制限を受ける区域」に、 を 保全計 \ \ 巻 限を受け 7 近 近 首 同 郊 域 畿 じ の整備 同項第一 都 緑 巻 画 る区 地保 巻  $\mathcal{O}$ \_ に 保全 近 を加 改 全区 域 に 郊 を除る . 関す 号中 区 め、 緑地 山域及び え、 域 保 く。 同 る法律第  $\mathcal{O}$ 「首都」 項 同 全区域 整 近 · 条第 次項 第二号中 備 畿 圏 に E 巻 五 近 関 五 条第 郊緑 近畿 項中 する お 近郊 7 て 同 緑 法 緑 地保全法第三条第 巻 首 律 地 地 項 近 ľ 第 保 保  $\mathcal{O}$ 郊 都 五 全 全 巻 規定による 緑 条第 地 区 近 地 保全区 及び 区 域 郊 緑 **(**緑 特 を 項 地 別 近 一項 保 地 域  $\mathcal{O}$ 「緑 郊 保 全 緑 規

 $\equiv$ 地 区計 画等 緑 地 保全条例により 制限を受け る区域・ 内 0 土 地 0 区域 市 町 村長

地

保

全

地

区

に

改

め、

同

項に

次

の 一

号を加る

え

る。

第二十条の二中第六項を第七項とし、 第五項の次に次の一 項を加える。

6 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 次に掲げる場合には、 適 用

L

な

首 都 巻 近 郊 緑 地 保 全 区 域 又 は 近 畿 巻 近 郊 緑 地 保全 区 域 内 に お 1 て、 都 道 府 県 又 は 指 定 都 市 が そ

れ当 緑地保全 都 道 地 府県 域 又は特別 は当該 別 緑 指 地 定都 保全地 区 内 域 に 内 お  $\mathcal{O}$ 7 て、 に 都道. **,** \ 府県が当該 市 緑 地 都道 契約 を締結し 府 県の する場合 区 域 (指定都市  $\mathcal{O}$ 区 域

該

又

市

 $\mathcal{O}$ 

区

土

地

0

て

民

及び中核市 の区域を除く。 内 の土地につい て、 指定都 市が当該指 定都 市の区域内 0 土 地について、

又は中核市 が当該中核市  $\mathcal{O}$ 区 |域内 の土地についてそれぞれ市民緑地契約を締結する場

地 区 計 画 [等緑 地保全条例 により 制限を受け る区域内に お V) て、 市 町村が当該市 町村 の区 域内 の土地

に ついて市 民緑 地 契約 を締 結す る場合

第二十条の二を第五 十五条とし、 同 条 O次 に 次  $\mathcal{O}$ 条 を加 だえる。

玉  $\mathcal{O}$ 補 助

第五 + 六 条 玉 は、 市 民 緑 地 契約 に 基づき地 方 公共 寸 体 が 行う 市 民 緑 地 を利 用する 住 民  $\mathcal{O}$ 利 便  $\mathcal{O}$ た 8 に 必

要な施 設及 び 市 民 緑 地 内  $\mathcal{O}$ 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全に関 連して必要とされる施設  $\mathcal{O}$ 整 備 に 要する費用については、 予

算  $\mathcal{O}$ 範 囲内 において、 政令で定めるところにより、その一 部を補助することができる。

第三章の二を第六章とする。

各号」を「第四十七条第一項各号」に改め、 項 中 「第十四条第一 項」 を 「第四十五条第一 同条第三項及び第四項中 項 に改め、 「第十六条第二項」を 同条第二項中 「第十六条第 「第四十七条 項

第二項」に改め、第三章中同条を第五十四条とする。

第十九条の二中「第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条の二第一項」を「第四十五条第一項、 第

四十八条第一項、第五十一条第一項」に改め、 同条を第五十三条とする。

第十九条中 「第十四条第四項又は第十七条第一項」 を 「第四十五条第四項又は第四十八条第一項」 に改

め、同条を第五十二条とする。

第十八条の二第一項及び第二項中 「第十六条第二項 (第十七条第二項」を 「第四十七条第二 項 ( 第 兀 +

八条第二 項」 改 め、 同 条第四 項及び第五項中 「第十六条第二項」を 「第四十七条第二項」 に 改め、 同 条

を第五十一条とする。

十四条第一項又は第十七条第一項」を「第四十五条第一項又は第四十八条第一項」に改め、同条を第五 第十八条中 「第十六条第二項 (第十七条第二項」を「第四十七条第二項 (第四十八条第二項」に、 第 +

条とする。

第十七条の二第四 |項中 「第十六条第二項」を「第四十七条第二項」 に改め、 同条を第四十九条とする。

第十七条を第四十八条とする。

第十六条第一項中「第十四条第四項」を「第四十五条第四項」に改め、 同項第三号中「第十四条第二項

各号」を「第四十五条第二項各号」に改め、 同条を第四十七条とする。

第十五条を第四十六条とする。

第十四条第一項中「第十七条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、 「第十八条の二第一項」を「第

五十一条第一項」に改め、同条を第四十五条とする。

第三章を第五章とする。

第十三条第 項中 「第五条第一項」を「第八条第二項若しくは第十四条第 項又は地区計 画 等緑 地 保全

条 例 (第二十条第一項の許 可に係る部分に限る。)」に改め、 第二章第三節中同条を第三十三条とする。

第十二条中 「都道府県に関する規定」の下に「(次項の規定により読み替えて適用するものを除く。)

を加え、同条に次の一項を加える。

2 前 項の場合においては、 第六条第 項中 「関係市町 対及び 都道府県都 市 計 画 [審議会] とあ るの は

市

町 村 都 市 計 画 審 議 会 **当** 該 中 核市に市 町 村 都市 計 画 審 議 会が 置 か れ て 1 ない ときは、 当 該 中 核 市  $\mathcal{O}$ 存 す

る 都 道 府県 0 都道府県都市 計 画 審議会)」 と、 同条第四項中 「公表するとともに、 関係市町村に 通 知し

なければ」とあるのは「公表しなければ」とする。

第十二条を第三十二条とする。

第十一条を削る。

第十条第一項中「第七条第一項」を 「第十六条において読み替えて準用する第十条第一項」に、 「第八

条第一 項」を 「第十七条第一項」 に改め、 同条第二項中 禄 地保全地区」 を 「緑地保全地 域 内  $\mathcal{O}$ 緑 地  $\mathcal{O}$ 保

全に関連して必要とされる施設 の整備 (緑地 保全計画 又は管理協定に お ١ ر て定められた当 該 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備 に

関す る事項に従 いつて行 わ ħ るも <u>0</u> 12 限る。 又は 特別 緑 地 保 全 地区」 に、 管理 協定又は 第二十

第一項若しくは第二項の規定により締結された市民緑地契約」 を 「又は管理協定」 に改め、 同条を第三十

条とする。

第二章第三節を同章第五節とする。

第九条の 八中 「第九条の二第一 項 を「第二十四 1条第 項」 に改め、  $\neg$ 以 下 「樹木保存法」という。

を削 り、 樹 木保存法の規定」 を 同 法  $\mathcal{O}$ 規定」 に、 樹 木保存法第五条第一 項」 を 同 法第 五 条 第

法 を「及び緑地管理 機構 (都市緑地法第六十八条第一項の規定により指定された緑地管理 一機構をいう。

「及び都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機

構」

と

樹木保存

に、

以下同じ。)」と、 同法」に、 「「都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管 理

機構」 の規定により指定された」を「又は」に改め、 樹木保存法」を「「緑地管理機構」 ٢, 第二章第二節中同条を第三十条とする。 同法」に、 「又は都市 緑地保全法第二十条の六第一項

第九条の七中 「第九条の 五. を 「第二十七条」 に改め、 同条を第二十九条とする。

第九 条の 六六中 「第九 条の二第二項」 を「第二十四条第二項」 に改め、 同条を第二十八条とする。

第九条の五を第二十七条とする。

第 九 条の 四中 「第九 条の二第五項」 を「第二十四条第五項」 に改め、 同条第二号中 「第九条の二 一第三項

各号に掲げる基準に」を「第二十四条第三項各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、 同条を第二十六条

とする。

第九条の三中 「とき又は」を 「とき、 又は」 に改め、 同条を第二十五条とする。

四号とし、第二号を第三号とし、 げる業務のうち管理協定に基づく緑地の管理に関するものを行うもの」を「 協定については、 同 る業務を行うものに限る。)」に、 条第三項中 第 九 条の二第 「次に掲げる基準に」を「次の各号に掲げる基準のいずれにも」に改め、 項中 基本計画と」に、 「第二十条の六第一 同項第一号中 「緑地保全地区」を 「第二条の二第二項第三号ロ 項」 を 「基本計画と」 「第六十八条第一 「緑地保全地域又は特別緑地保全地区」に改 を 「特別緑地保全地区内 項」 を に、 「第四条第二項 (第六十九条第一号イに 「で第二十条の七 第三号口 0 同項中第三号を第 緑 地 第一 に係る管理 号に掲 に改 掲げ

か つ、 緑 地 保 地 全 地 保 全計 域内 の緑 画 に第六条第二項第二号ロ 地 に 係る管理協 定に つ **,** \ に掲げ ては、 る事 基本 項が 計 定めら 画及び緑地 れ てい 保全計画との る場合にあつては当該事項 調 和 が 保 たれ、 め、

同号を同項第二号とし、

同号の前に次の一号を加える。

第九条の二第四項中 「にある」を「に存する」に改め、 同条を第二十四条とする。

従つて管

理を行うものであること。

第二章第二節を同章第四節とする。

第九条中 「第二条の二第二項第三号ロ」 を 「第四 条第二項第三号口 • に改め、 第二章 第 節中 同 条を

第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(報告及び立入検査等についての準用)

第十九条 第十 一条の規定は、 特別緑地保全地区について準用する。この場合において、 同条第一項中

第八条第二項の規定により行為を制限され、 若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた」とある  $\overline{\mathcal{O}}$ 

は

「第十四条第一

項の規定による許可を受けた」と、

同条第二項中

「第八条及び第九条」

とあるの

は

第十四 条 の規定及び第十五条において準用する第九条」と、 「第八条第一項各号」とあるの は 第 十四四

条第一項各号」と読み替えるものとする。

第八条第一 項中 「緑 地 保全 地 区 を 特 別 緑 地 保全地 区 に、 第五 条第 項」 を 「第十四 条第 項

に改 め 同 条第 二項 中 「第二十 · 条 の 六 第一 項」 を 「第六十八条第 項」 に、 「で第二十条の 七 第 号に掲

げる業務 のうち 都 市 計 画 区 域 内  $\mathcal{O}$ 緑 地  $\mathcal{O}$ 買 取 り及び 買い 取 た緑地  $\mathcal{O}$ 保 全に関するものを行うもの」 を

(第六十九条第一号 ハに掲げ る業務を行うものに限る。 に改め、 同条を第十七条とする。

第六条及び第七条を削る。

都圏 に 条第六項中 十八号) 第五 に を 改 保全法」 を 「 特 かめ、 条 「既に」 莂  $\mathcal{O}$ を削 見出 緑 同条第五項中 「緑地保全地区」 に 地 に、 改め、 り、 保全 し中 地 「 緑 「行なう」を「行う」 「行なう」を「行う」に改め、 区 同 項第二号中 地 「緑地保全地区」 保全 に を 改 地 め 「 特 区 莂 同 「近畿 緑 を 項 地 ただ 「 特 を に改め、 巻 保全地区」  $\mathcal{O}$ L 別 「特別 保全区 書 緑 中 地 緑地 保全 同条第九項第一 同条第四 域 に改め、 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全地区」 地 整 保 区 備に関する法律 項 全 に改 同条第八項中 中 地 区 に、 号中 緑 め、 を 地 保全 同 首 「すでに」 特 条 第九条第四 都 地 第 別 圏近郊 区 緑 (昭和二十五年法律 項 本· 地 を を 保 文中 緑地 全地 特 「既に」 項 第 保全法」 区 別 「緑 緑 に改 号 地 地 保 保 を 第 を め、 全 全 「す 地 地 二百 近近 同 で 区 区

(原状回復命令等についての準用)

項又は

第二項

 $\mathcal{O}$ 

規定に

より

締

結

され

た

を削

り、

同

条を第十

匝

条とし、

同

条

 $\mathcal{O}$ 

次に

次

の 二

条を加える。

同

項

第四号中

「第九

条

の 二

一第

項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

より締結された」

を削

り、

同

項

第

五号

中

「第二十条

の 二

第

畿圏

保全法第

八

条第四

項第

号」

に

改

め、

同

項

第三号中

禄

地

保全地区」

を

特別

緑

地

保

全

地

区

に

改

 $\Diamond$ 

第十五 条件 条 に違反した者がある場合について準用する。 第 九 条の 規定は、 前 条第 項  $\mathcal{O}$ 規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付された

### 損 失の 補 償 に つ 1 7 $\mathcal{O}$ 潍 用

第十六条 合に あ る のは つい て準 第十 「第十四条第一 ー用す 条の Ź。 規 定 こ の は、 項 場合に  $\mathcal{O}$ 第十 許可 匹 条第  $\mathcal{O}$ お 申請」 いて、 項 と 第十条第一  $\mathcal{O}$ 許 同号 可を受けることができない 口 項 第 一 中 「緑 地保全地域」 号及び第二号中 とあるの た 8 「第 損失を受け 八条第 は 特 た者が 莂 項 緑地  $\mathcal{O}$ 届 が 保全地 出 あ る場 لح

区 と読み替えるものとする。

第四 条を削 る。

条第 か 特 ょ 第三 る 別 一条の 近 項 に、 緑 郊 地  $\mathcal{O}$ 見出 保 規定 緑 全 緑 地 に し中 地 保 地 全区 区 ょ 保 6る近郊! 全地 禄 に、 域 区 地 内 保 緑  $\mathcal{O}$ 首 緑 地 を 全地 保全区 都 地 特 区 巻 保全 近 别 域 を 郊 地 緑 内 区 緑 地 特 地 及 保 保全法 を び 全 別 近 地 緑 首 地 畿 区 保全地 第 巻 都 に改め、 巻 五.  $\mathcal{O}$ 保 条第 近 全 区 郊 区 緑 に改 項 域 同 地 条第一 及 保  $\mathcal{O}$ め、 び 全 整 近 備 X 一項中 畿 同 域 に 関 条 巻 又 第 は す  $\mathcal{O}$ 「首都」 る法 保全! 一項中 近 畿 区 律 巻 巻 第 域 近 近  $\overline{O}$ 五 郊 郊  $\mathcal{O}$ \_ 整 条第 緑 緑 地 備 地 を 保 保全法第三 に 関 全 項  $\neg$ す 区.  $\mathcal{O}$ る法 域 規 1 内 定 ず

に

 $\mathcal{O}$ 

れ

条を加える。

を

首

都

巻

保全法第五条第一項及び近畿圏保全法」

に改

め、

同条を第十二条とし、

同

条

 $\mathcal{O}$ 

次に次

0

## (標識の設置等についての準用)

第十三条 第七 条の 規 定 は、 特 別 緑 地 保全地 区に 関する都 市 計 画 が 定められ た場合につい て準 用する。

の場合に お 1 て、 同条第一 項 中 「 緑 地 保全地 域である」とあ るの は 「 特 別 緑 地保 全地区である」と、 同

条第二項中 「緑地保全地域」 とあるのは 「特別 緑地保全地区」 と読み替えるものとする。

「 第 一 節 緑地保全地区に関する都市計 画等」 を 「第 節 特別 緑地保全地区」に改める。

第二章第一節を同章第二節とし、 同節の次に次の一 節を加える。

第三節 地区計画等の区域内における緑地の保全

(地区計画等緑地保全条例)

第二十条 市 町 村 は、 地 区 計 画等 (都市計 画法第四 [条第-九項 E 規定する地 区 計画等をいう。 以下同じ。)

 $\mathcal{O}$ 区 域 地 区 整 備 計 画 (同 法 第十二条の 五. 第二項 第三号に規定す る 地 区 整 備 計 画 を いう。 以下同

防 災 街 区 整 備 地 区 整 備 計 画 ( 密 集 市 街 地 に お け る 防 災街 区  $\mathcal{O}$ 整 備  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関す る 法 律 平 成 九 年 法 律

第四 十 -九号) 第三十二条第二項第三号に規定する防災街 区 整 備 地 区 整 備 計 画 をいう。 以下同じ。 沿

道

地

这整備

計

画

(幹線道路の沿道の整備

に関する法律

(昭

和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第

なも 例 樹 六十二年法律第六十三号) 二号に規定す 林 地  $\mathcal{O}$ 当該区域内における第十四条第一項各号に掲げる行為について、 0 保全に関する事項が定められている区域に限り、 草 地 んる沿道 等 (緑地であるものに限 地 区 整 第五 備 計 条第三項 画 を いう。 る。 12 次項において同じ。 規定する集落 以下同じ。 又は 地 特別 区 集落 整 緑地保全地区を除く。 備 で良好な居住環境を確 地 計 区 画 整 をい 市 備 町村長の う。 計 画 集落 に の許可を受けなけれ お 地 1 内に て、 保するた 域 整 おいて、 現に 備 法 8 存 昭 する 必 条 ば 和 要

2 該 樹 前 林 項  $\mathcal{O}$ 地 規定に基づく条例 草 地 等  $\mathcal{O}$ 保 全  $\mathcal{O}$ ため ( 以 下 に必要が 地 区計 あると認めるときは、 画等緑地保全条例」 許可 という。) に期限 には、 その 他 併せて、 必要な条件を付するこ 市 町村 長が 当

ならないこととすることができる。

とが

できる旨を定めることができる。

3 環境 う É 地  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 区 計 確 保 画 等 及 CK 緑 都市 地 保全条例 12 おけ る に よる 緑 地 制  $\mathcal{O}$ 限 適 は、 正 な保全を図るため、 当該 区 域 内 に お け 合理的 る土 -地利用 に 必要と認めら の状況等を考慮 れ る限度に 良好 お な居住 1 て行

4 地 区 計 画等緑地保全条例には、 第十四条第一項ただし書、 第二項、 第四 項から第八項まで及び第九項

第一号、 第二号、 第五号及び第六号に係る部分に限る。  $\mathcal{O}$ 対規定  $\mathcal{O}$ 例により、 当該 条例に定め る制限

 $\mathcal{O}$ 適 用除外、 許可 基 準そ  $\mathcal{O}$ 他 必要な事 項を定め なければならな

(標識の設置等についての準用)

第二十一条 第七条の規定は、 地区 .計画等緑地保全条例が定められた場合について準用する。 この場合に

お いて、 同条第一項及び第四項中 「都道府県」とあるのは 「市町村」と、 同条第一項中 「緑地保全地 域

である」 とあるのは 「地区計 画等緑地保全条例により制限を受ける区域である」と、 同 条第五項及び第

六項中 「 都 道· 府県知事」とあるのは 「市町村長」 と読み替えるものとする。

(原状回復命令等)

第二十二条 地 区 . 計 画 [等緑地] 保全条例には、 第十五条におい て準 用する第九条の 規定及び第十九 条 にお 1

て読み替えて準 用する第十 条の 規定 の例 により、 原状回 [復等の 命令並 U に 報告 の徴収す 及び立入検査 等

をすることができる旨を定めることができる。

(損失の補償についての準用)

第二十三条 第十条の規定は、 地区計画等緑地保全条例による許可を受けることができないため損失を受

け た者がある場合について準用する。 この場合に お いて、 同条第 項 本文中 「都道 府 県 とある 0 は

市 町 村 同 項 第 号及び 第二号中 「 第 八 条第 項  $\mathcal{O}$ 届 出 とあ る  $\mathcal{O}$ は 地 区 計 画 等 緑 地 保全条 例

よる許可 の申 請 と、 同号 口 中 「緑 地 保全地 域に に関するに 都 市 計 画 とあ る  $\mathcal{O}$ は 地 区 計 画 等 緑 地 保 全条

例 同条第二 項にお *(* ) て準 用する第七条第五項及び第六項中 「都道府県知事」 とあるのは 市 町 村

長」と読み替えるものとする。

第二章に第一節として次の一節を加える。

第一節 緑地保全地域

(緑地保全地域に関する都市計画)

第五 条 都 市 計 画 区 域 内  $\mathcal{O}$ 緑 地 で次の各号のいず ħ か に該当する相当規 模  $\mathcal{O}$ 土 地  $\mathcal{O}$ 区 域 に ついては、 都市

計画に緑地保全地域を定めることができる。

- 無秩 序 な 市 街 地 化  $\mathcal{O}$ 防 止 又は公害若しくは 災害 の防 止  $\mathcal{O}$ ため 適 正 に保全する必要が あるもの
- 地 域 住 民  $\mathcal{O}$ 健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

(緑地保全計画)

第六条 緑 地 保 全地 域に 関 する都 市 計 画 が定 めら れた場合に お 7 ては、 都道 府 県 は、 関 係 市 町 村 及 び 都道

府 県 都 市 計 画 審 議 会  $\mathcal{O}$ 意見 を 聴 ζ, て、 当 該 緑 地 保全 地 域内  $\mathcal{O}$ 緑 地  $\mathcal{O}$ 保 全に 関 けるが 計 画 ( 以 下 禄 地 保全

計 画 という。 を定めなけ ればならな

緑地保全計画には、 次に掲げる事項を定めるものとする。

2

- 第八条の規定による行為の規制 又は措置  $\mathcal{O}$ 基 淮
- 次に掲げる事 項のうち必要なも  $\mathcal{O}$

1 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全に関連して必要とされる施設の整備 に関する事

項

管 理協 定に 基づく緑 地 の管理に関する事 項

口

そ  $\mathcal{O}$ 他 緑 地 保全地 域 内  $\mathcal{O}$ 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全に 関 L 必 要な 事 項

3

緑

地

保

全

計

画

は、

環境

基

本

法

第十

五

条第

項に

規定する

^る環境

基本

計

画 بح

 $\mathcal{O}$ 

調

和

が

保

た

れ、

カュ

都

市

計 画 法 第 六条 の 二 一第 項  $\mathcal{O}$ 都 市 計 画 区 域  $\mathcal{O}$ 整 備 開 発 及び 保全の 方針 に適合したも ので、 なけ れ ば ならな

1

4 都 道府県は、 緑地保全計画を定めたときは、 遅滞なく、 これを公表するとともに、 関係市町村に通知

しなければならない。

(標識の設置等)

第七条 都道 府 県は、 緑地 保 全地 域に関する都市計画が定められたときは、 その 区域内 に、 緑地 保全地 域

である旨を表示した標識を設けなければならない。

は妨げてはならない。

2

緑

地

保全地

域内

の土地

の所有者又は占有者は、

正当な理由がない限り、

前項の標識

の設置を拒み、

又

3 何 人 ŧ 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により設けられた標識 を設置者  $\mathcal{O}$ 承諾を得ないで移転し、 若しくは除却 Ļ 又

は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都道 府県は、 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる行為に より損失を受けた者がある場合に おい ては、 その損失を受け

た者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 に よる損失の 補 償に 0 V て は、 都道 府県知事 と損失を受けた者が協 議 L な け れ んばなられ ない。

6 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による協議 が 成 <u>T</u> L ない場合に お į١ · \_ は、 都道. 府県. 知事 又は損失を受け た者は、 政令で定

8 るところにより、 収用委員会に土地収用法 (昭 (和二十六年法律第二百十九号) 第九十四条第二 一項の規

定による裁決を申請することができる。

(緑地保全地域における行為の届出等)

第八条 緑地 保 全地 域 (特別 緑 地 保全地区及び第二十条第二項に規定する地 区 計画等緑地保全条例により

制 限 を受ける区域を除く。 以下この条において同じ。) 内において、 次に掲げる行為をしようとする者

は、 国土交通省令で定めるところにより、 あらかじめ、 都道府県知事にその旨を届け出なければならな

建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

宅地  $\mathcal{O}$ 造 成、 土 地  $\mathcal{O}$ 開 墾 土石  $\mathcal{O}$ 採 取、 鉱 物  $\mathcal{O}$ 掘 採その他の土地 の形質 見の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五. 前各号 に 掲 げる Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 当 該 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全に影響を及ぼす ッ お そ れ  $\mathcal{O}$ ある行為で政令で定め る ŧ

2 都道 府県. 知 事 は、 緑 地 保 全 地 域内に お 1 7 前項の 規定により届出を要する行為をしようとする者又は

た者に対して、 当該緑地 の保全のために必要があると認めるときは、その必要な限度において、 緑地

保全計画で定める基準に従 V \ 当該行為を禁止 Ļ 若 しくは制限 Ļ 又は 必要な措置をとるべき旨を命

ずることができる。

3 前 項 の処分は、 第 項の届出をした者に対しては、 その届出があつた日から起算して三十日以内に限

り、することができる。

4 都道府県知事は、 第一項の届出があつた場合において、 実地の調査をする必要があるとき、その他 前

項  $\mathcal{O}$ 期間内に第二項の処分をすることができない合理的 な理 由 が あるときは、 その理由 が 存続する

前 項  $\mathcal{O}$ 期間 を延長することができる。この場合においては、 同 項  $\mathcal{O}$ 期 間内 に、 第 項 の届出をした者に

対し、 その旨、 延長する期間 及び 延長する理由 「を通り 知 しなけ n ばならない。

5 第 項  $\mathcal{O}$ 届 出をした者は、 その 届出をした日から起算して三十日を経過 した後でなけ れば、 当該 届 出

に係る行為に着手してはならない。

6 都 道 府県 知 事 は、 当該 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、 前項  $\bigcirc$ 期間を短縮す

ることができる。

7 前 各項の規定にかかわらず、 国の機関又は地方公共団体 (港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号)

とを要しない。 に規定する港務局を含む。 この 場合に お 以下この 7 て、 条に 当該 玉 お いて同じ。  $\mathcal{O}$ 機 関 又は 地 方 が行う行為につい 公共団 体 は 同 ては、 項  $\mathcal{O}$ 届 第一 出 を要する行為をしよ 項  $\mathcal{O}$ 届 出をするこ

うとするときは、

あらかじ

め、

都道

府県知事にその旨を通

知

しなけ

ればなら

ない。

8 に従 ときは、 都道府県知事は、 V) 当該 その必要な限度において、 緑 地 の保全のためとるべき措置について協議を求めることができる。 前項後段の通知があつた場合において、 当該国 の機関又は地方公共団体に対し、 当該緑地 の保全のため必要があると認める 緑地保全計画で定める基準

9 次に掲げる行為については、 第一 項、 第二項、 第七項後段及び 前 項 の規定は、 適用しない。

す かそれが 公益性 が特に が な 1 高 と認めら V と認め ħ 5 るものとして政令で定めるも れる事業 の実施に係る行為のうち、 当該 緑 地  $\mathcal{O}$ 保 全に著し い支障を及ぼ

緑 地 保 全 地 域 に 関 す る 都 市 計 画 が 定 8 5 れ た際既 に着 手 L てい た行為

三 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

匹 首 都 圏 保全法第四条第 項の 規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

五. 近 畿圏保全法第八条第四項第一号の政令で定める行為に該当する行為

六 緑 地保全 計 画 に定めら れ た緑 地 の保全に関連して必要とされ る施 設 0 整 備に関する事 項に従

う行為

七 管理協力 定に おい て定められた当該管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設  $\mathcal{O}$ 整備

に関する事項に従つて行う行為

八 第五 十五条第一 項又は第二項の 規定による市民緑地契約 (次節において単に 「市民 緑地契約」

とい

う。 にお いて定められ た当該市民緑 地 内  $\mathcal{O}$ 緑地  $\mathcal{O}$ 保全に関連して必要とされる施設 の整: 備に関する

事項に従つて行う行為

九 通 常  $\mathcal{O}$ 管 理行為、 軽易な行為その他 の行為で政令で定めるもの

(原状回復命令等)

第九 条 都道 府 県知 事 は、 前 条第二 項 O規 定による処分に違反し た者が あ る場合に お 1 ては、 その 者 文は

そ 0 者 カ ら当 該 土 地、 建築物 その 他  $\mathcal{O}$ 工 作 物若 しくは 物件 ic 0 *\*\ 7  $\mathcal{O}$ 権 利 'を承継 L た 者 12 対 して、 相

 $\mathcal{O}$ 期 限を定めて、 当該 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全に .対する障害を排除するため 必要な限度において、 その 原 状回 復 を命

ľ 又は原状回復が著しく困難である場合に、 これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずること

ができる。

2 を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、 任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、 ようとする場合において、 都道府県知事は、その者の負担において、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置 過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは 当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委 (以 下 相当の期限を定めて、当該原状回 都道府県知事又はその命じた者若 「原状回復等」という。) 復等

3 あ 前 つた場合におい 項の規定により ては、 原状回復等を行おうとする者は、 これを提示しなければならな その身分を示す証明書を携帯し、 関係人の 請求が

しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

(損失の補償)

第十条 る場合における当該処分に係る行為については、この限りでない。 その 都道 損失を受けた者に対して、 府県は、 第八条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者がある場合にお 通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号のいずれかに該当す いては

第八条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 届 出に係る行為をするについて、 他に、 行政庁の の許可その他 の処分を受けるべきこ

とを定めて ١ ر る法 律 (法律に基づく命令及び条例を含むものとし、 当該 許可その 他 の処分を受けるこ

とができないため損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)

が ある場合において、 当該許可その他 の処分の申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該

当するとき。

第八条第一項の届出に係る行為が、 次に掲げるものであると認められるとき。

発許可を受けた開発行為により確保された緑地その他これに準ずるものとし

て政令で定める緑地の保全に支障を及ぼす行為

1

都市

計

画法による開

イに掲げるものの ほ か、 社会通念上緑地保全地域に関する都市計画 が定められた趣旨に著しく反

する行為

口

2 第七 1条第1 五. 項及び第六項の 規定は、 前項本文の規定による損失の補償について準用する。

(報告及び立入検査等)

第十一条 都道府県知事は、 緑地保全地域内の緑地の保全のため必要があると認めるときは、 その必要な

限 度に お いて、 第八条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により行為を制限され、 若しくは 必要な措置をとるべき旨を命 ぜら

れ た者又はそ  $\mathcal{O}$ 者 か ら当 該 土 地、 建 築物 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 工 作 物 若 しくは 物 件 に 0 1 ての 権 利 を 承 継 L た者 対

L て、 当該 行 為  $\mathcal{O}$ 実施 状 況そ  $\mathcal{O}$ 他必要な事 項につい て報告を求めることができる。

2 都道 府県知 事 は、 第八条及び第九条の規定  $\widetilde{\mathcal{O}}$ 施行に必要な限度において、 当該職員をして、 緑 地保全

地 域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、 又は第八条第一項各号に掲げる行為の実施 状況を検査させ

若しくはこれらの行為が当該 緑 地 の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前 項に規定する職員は、 その身分を示す 証 明書を携帯 関係 人の 請 求 が あつた場合にお いては、 ک

れを提示しなければならない。

4

第二 項  $\mathcal{O}$ 規 定に よる権 限 は、 犯罪 捜 査  $\mathcal{O}$ ため に 認めら ń たものと解してはならない。

第二 章 緑 地 保 全 地 区 を 「第二 章 緑 地 保 全 地 域 等」 に 改 めめ る。

第四章 緑化地域等

第二章を第三

章

とし、

同

章

 $\mathcal{O}$ 

次に

次の一

章

を加える。

第一節 緑化地域

### (緑化地域に関する都市計画)

第三十 兀 条 都 市 計 画 法第 八 条第 項 第 号に · 規 定する用 途 地 域 のうち、 良好 な都 市 環 境  $\mathcal{O}$ 形 成に 必 要な

緑 地 が不足 Ĺ 建 築 物  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 に お いて緑 化を推進する必要がある区 · 域 に 0 *\* \ て は、 都市 計 画 に 緑 化

地域を定めることができる。

2 緑 化地域に 関する都市 計 画 に は、 都市 計 画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事 項のほ か、 建

築物  $\mathcal{O}$ 緑 化 施 設 (植栽、 花 壇その 他  $\mathcal{O}$ 緑 化  $\mathcal{O}$ ための施設及び敷地内 の保全された樹木並 びにこれらに 附

属して設けられる園 路 土留 その 他  $\mathcal{O}$ 施 設 (当該 建 築物  $\mathcal{O}$ 空 地、 屋上その 他  $\mathcal{O}$ 屋 外に設けられるも  $\mathcal{O}$ に

限る。 )をいう。 以下この章 及び 第七章 に お į, 7 同 ľ  $\mathcal{O}$ 面 積  $\mathcal{O}$ 敷 地 面 積に対する割 合 ( 以 下 緑 化

率」という。)の最低限度を定めるものとする。

3 前 項  $\mathcal{O}$ 都 市 計 画 に お 1 て定 め る 建 築物  $\mathcal{O}$ 緑 化 率  $\mathcal{O}$ 最低限度は、 次の 各号に掲げ る数値  $\mathcal{O}$ 1 ず 'n をも超

えてはならない。

一十分の二・五

から建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第五十三条第一項の規定による建築物の建べ

V)

率 同 項 E 規 定する建ペ V 率 を 1 、 う。 以 下 同 ľ  $\mathcal{O}$ 最 高 限 度 (高 層 住 居 誘導 地 区 都 市 計 画 法第 八

条第 項 第 一号  $\mathcal{O}$ 三に掲 げ る高 層 住 居 誘 導 地 区 を 1 1 建 築 物  $\mathcal{O}$ 建  $\sim$ 1 率  $\mathcal{O}$ 最 高 限 度 が 定  $\Diamond$ 5 n 7 1

るも のに限 る。 次 条に お 1 て同じ。 高 度 利 用 地 区 同 項 第三号に 撂 げ る高 度 利 用 地 区 を 1 う。 以

下 峝 又は 都 市 再 生特 別 地 区 同 項第四号の二に 掲 げる都市再生 特 莂 地 区 を いう。 以下同じ。)

 $\mathcal{O}$ 区 域内にあつては、 これ らの 都市計一 画 に おいて定められた建築物 の建ぺ **(**) 率の最高限度) を減じた

数値から十分の一を減じた数値

(緑化率)

第三十 五 条 緑 化 地 域 内 に お 1 て は、 敷 地 面 積 が 政令で定める規模以上  $\overline{\mathcal{O}}$ 建 築物  $\mathcal{O}$ 新築又 は 増 築 (当該 緑

化 地 域 に 関 す る都 市 計 画 が 定  $\emptyset$ 5 ħ た際既 ĺ · 着 手 して 1 た行為及び政 令で定め Ś 範 囲 内  $\mathcal{O}$ 増 築を 除

以 下 この 節 に お 1 て 同 ľ をしようとする者は、 当 該 建 築 物  $\mathcal{O}$ 緑 化 率 を、 緑 化 地 域 に 関 す る 都 市 計 画

12 お 1 て定 8 5 れ た 建 築 物  $\mathcal{O}$ 緑 化 率  $\mathcal{O}$ 最 低 限 度以上としなけ れ ば なら な 当該 新 築 又 は 増 築を た 建

築物の維持保全をする者についても、同様とする。

2

前 項  $\mathcal{O}$ 規定にか かわらず、 緑化 地 地域内  $\mathcal{O}$ 高 度利 用地区 ( 壁 面  $\mathcal{O}$ 位置 一の制 限が定められているものに限

る。 特定 街区 (都市 計 画法第八条第一 項第四号に掲げる特定街区 をいう。 以下同 又は 都 市 再

生 特 別 地 区 (以下この 項 に お 7 7 「 高 度利 用 地 区 等 という。  $\mathcal{O}$ 区 域内 12 お 1 7 前 項 前 段 に 規 定 する

建 築物  $\mathcal{O}$ 新 築又は 増築をしようとする者は、 当該 建築物  $\mathcal{O}$ 緑 化率 を、 緑化 地 域に 関 する 都 市 計 画 に お 1

て定められた建築物 2の緑: 化率 の最低限度以上とし、 かつ、 次の各号に掲げる数値  $\mathcal{O}$ いず れをも超えない

範 囲内で市 町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。 前項後段の規定は

この場合について準用する。

十分の二・五

から高 度利 用 地区等に関する都市 計 画 にお 1 て定められた壁 面  $\mathcal{O}$ 位 置  $\mathcal{O}$ 制 限 に適合して建築物を

建築することができる土 地  $\mathcal{O}$ 面 積  $\mathcal{O}$ 敷 地 面 積に 対する割 合  $\overline{\mathcal{O}}$ 最 高 限 度を減 じた数値 カ ら十分の を減

じた数値

3

前二 項  $\mathcal{O}$ 規 定は、 次の 各号 O1 ず れ かに該当す る建築物 に 0 ζ`\ 7 は、 適 用 L な

その 敷 地  $\mathcal{O}$ 周 开 12 広 7 緑 地 を有する建築物であつて、 良好な都市環境  $\mathcal{O}$ 形成に支障を及ぼすおそれ

がないと認めて市町村長が許可したもの

- 学校そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 建 築物 で あ つて、 その 用 途 によってやむを得 な 1 · と認 8 7 市 町 村 長 が 許 可 L た ŧ  $\mathcal{O}$
- 三 そ  $\mathcal{O}$ 敷 地  $\mathcal{O}$ 全 部 又 分は 部 が が け 地 で あ る 建 築物 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 建 築 物 で あ つて、 そ  $\mathcal{O}$ 敷 地  $\mathcal{O}$ 状 況 に ょ 7
- B む を得, な 1 と 認  $\Diamond$ 7 市 町 村 長 が 許 可 L た Ł  $\mathcal{O}$
- 4 市 町 村 長 は 前項各号に規定する許可  $\mathcal{O}$ 申 請 が あ つた場合において、 良好な都市環境を形成するため
- 必 要が あると認めるときは 許可 に必要な条件を付することができる。
- カン ら建築基準 法 第五十三条第三 項 文は 第四 項  $\mathcal{O}$ 規定による建べ 1 率  $\mathcal{O}$ 最高限定 度を減じた数値 カン ら 十

5

- 分  $\mathcal{O}$ を減じ た数 値 が 前 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ ŋ 都市 計 画 12 お 1 . て定  $\emptyset$ 5 れ た 建築 物  $\mathcal{O}$ 緑 化 率  $\mathcal{O}$ 最 低 限 度
- を下 回 [る建物 築 物 (高 層 住 居 誘 導 地 区 高 度利 用 地 区 特 定 街 区 又 は 都 市 再 生 特別 地 区 以 下 この 条 に お
- 1 て 高 層 住 居 誘 導 地 区 等」 という。  $\mathcal{O}$ 区 域 内  $\mathcal{O}$ 建 築 物 を除く。  $\mathcal{O}$ 緑 化 率 は 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カン
- わ らず、 当該 カュ 5 同 法第 五. 十三条第三項 又 は 第 几 項  $\mathcal{O}$ 規定による建ペ V 率  $\mathcal{O}$ 最 高 限 度 を 減 じ た 数 値 カン
- 5 十分の一 を 減 Ű た数値 以 上 一でなけ れ ば な 5 な 1
- 6 建 築 物  $\mathcal{O}$ 敷 地 が、 第一 項、 第二 一項又は 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による建築物  $\mathcal{O}$ 緑 化率 12 . 関す る 制 限 が 異 なる 区 域 0
- 以 上にわたる場合においては、 当該建築物  $\mathcal{O}$ 緑化率は、 これらの規定に かかわらず、 各区 一域の 建 築物

地  $\mathcal{O}$ 緑  $\mathcal{O}$ 当 化 率 該 区  $\mathcal{O}$ 最 域 内 低 に 限 度 あ る各! 建 操物 部 分  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 緑 面 化率 積  $\mathcal{O}$ に関 敷 地 する 面 積 制 に 対する割 限 が 定 8 5 合を乗じて得た れ 7 1 な 1 区 t 域 に  $\mathcal{O}$ あ  $\mathcal{O}$ 合計 つては、 以 上 一でなけ 零) にそ れ ば  $\mathcal{O}$ な 敷

7 5 な 前 各項の規定は、 建築基準法第五十三条第五項各号に掲げる建築物 (高層住居誘導地 区等の 区 域内  $\mathcal{O}$ 

建 内 築物を除く。)、  $\mathcal{O}$ 同 法第六十条の二第一項各号に掲げる建築物については、 高度利用 地区内の同法第五十九条第一項各号に掲げる建築物及び都市再生特 適用 しない。 別 地 区

8 項、 する場合を含む。) 第 第八十六条第三 項、 第 二項及び前三項 又は第八十六条 項若しく · は 第 四  $\mathcal{O}$ 規定にか 項 の二第二 (これらの カン わらず、 項  $\mathcal{O}$ 規 規定を同 定 建築基準法第  $\mathcal{O}$ 適 用 法第八十六条の二 を受ける建築物 五十二条第七項、 第八 に 0 項 1 第五 て  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ + 緑 に 九条の二第 化 率 お  $\mathcal{O}$ 1 最 7 準 低 限 用

一定の複数建築物に対する緑化率規制の特例

度は、

政令で定め

第三十六条 お いて準用する場合を含む。) 建 築基 準 法第八十六条第 の規定により同 項 か 5 第四 1項まで 敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す建 (これらの規定を同法第八十六条の二第八 項に

築物については、 これら の建 築物 が 同 敷 地 内にあるものとみなして前条  $\mathcal{O}$ 規定を適 用する。

(違反建築物に対する措置)

第三十七条 市 町 村長は、 第三十五条 (第四項を除く。 の規定又は同項 の規定により許可に付された条

件に違反してい る事実があると認めるときは、 当該建築物 の新築若しくは増築又は維持保全をする者に

対 して、 相当の期限を定めて、 その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

る。

2 国又は地方公共団体 (港湾法に規定する港務局を含む。 以下この項において同じ。 の建 築物 に つい

て は、 前 項  $\mathcal{O}$ 規定 は、 適用 L ない。 この場合において、 市 町 村長は、 玉 又 は地方公共 団 体  $\mathcal{O}$ 建築 物 が 第

三十五条 (第四 項を除く。 の規定又は同 1条第四 項 の規 定に より 許 可 に付され た条件 に 違 反 して 1 る事

実が あると認め るときは、 その旨を当該 建 築物を管理する機関  $\mathcal{O}$ )長に通 知 Ļ 前項に規定する措置をと

るべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第三十八条 市 町村長は、 前条の規定の施行に必要な限度において、 政令で定めるところにより、 建築物

は  $\mathcal{O}$ そ くは 新 築若しく れ 5 緑  $\mathcal{O}$ 化 工 施 事 設 は 現場 増  $\mathcal{O}$ 管 築又は 理 に立ち入 に関 維 す 持保全をする者に対 り、 る事 建 項 E 築物、 関 L 緑 報告させ、 化施 Ļ 設、 建 書類 又 築 は 物 そ そ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 緑 他 職 化 率  $\mathcal{O}$ 員 物 に、  $\mathcal{O}$ 最 件 建 低 を検査させることができる。 築物若 限 度に関する基準 しく は そ  $\mathcal{O}$ 敷 0 地 若 適 しく

2 第十一条第三項及び第四項  $\bigcirc$ 規定は、 前 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による立入検査に つい て準用する。

第二節 地区計画等の区域内における緑化率規制

第三十九条 度を、 れ う。 )、 る防災街区 てい 、る区域 条 例 防災 で、  $\mathcal{O}$ 市 整備 E 街 町 限る。 区 建 村 築物 整 は、  $\mathcal{O}$ 促進に 備 地 地  $\mathcal{O}$ 内 新 区 区 築 に 整 計 関する法律第三十二条第二項 又は お 備 画 計 等 7 増 画又は て、  $\mathcal{O}$ 一築及び 区域 当 沿 該 (地区整備 当 地 道 地 該 区 区 新 計 整 築 画 等 又は 備 計 の内 計 画 増 画 第二号に規定する特定建! 築をし 容として定めら に 特定建築物 お 1 た建 7 建 築物 築 地 物 区整備計 れ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 緑化 維持 た建 築 率 築 保 画 全に 物  $\bigcirc$ 物 (密集市街地 最 地  $\mathcal{O}$ 関 低 区 緑 す 限 整 化 Ź 率 度が 備 制 計  $\mathcal{O}$ 最 定 に 限 画 めら お 低 を 限 け

物  $\mathcal{O}$ 前 利 項 用  $\mathcal{O}$ 規定に基づく条例 上の必要性、 当該区域内における土地利用の状況等を考慮し、 ( 以 下 地 区計 三画等緑 化率条例」 という。 以下同じ。) 緑化の推進による良好な都 による制 限は、 市 建 築 環

2

て定めることができる。

境 の形成を図るため、 合理的に必要と認められる限度にお いて、 政令で定める基準に従い、 行うものと

する。

3 地 区 計 画等緑化率条例には、 第三十七条及び前条の規定の例により、 違反是正のための措置並びに報

告の徴収及び立入検査をすることができる旨を定めることができる。

第三節 雑則

(緑化施設の面積の算出方法)

第四十条 建築物の 緑化率の算定の基礎となる緑化施設の面積は、 国土交通省令で定めるところにより算

出するものとする。

(建築基準関係規定)

第四十一 条 第三十五条、 第三十六条及び第三十九条第一項の規定は、 建築基準法第六条第 項に規定す

る建築基準 関係規定 (以下単に「建築基準関係規定」という。) とみなす。

(制限の特例)

第四十二条 第三十五条及び第三十九条第一項の規定は、 次の各号のいずれかに該当する建築物について

は、 適用しな

建築基準法第三条第一 項各号に掲げる建築物

建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、 その建築物の工事を

完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けたもの

三 建築基準法第八十五条第二項に規定する工事を施工するために現場に設ける事務所、

下小屋、

材料

置場その他これらに類する仮設建築物

緑化施設  $\mathcal{O}$ 工事  $\mathcal{O}$ 認定) 兀

建築基準

法第八十五条第四

項の許可を受けた建築物

第四十三条 第三十五条又は 地 区計画等緑化 率条例  $\mathcal{O}$ 規定に よる規制 の対象となる建築物  $\mathcal{O}$ 新築又は 増 築

をしようとする者は、 気温その 他のやむを得ない 理由 により 建築基準 法第六条第 項  $\mathcal{O}$ 規定による工 事

の完了の日までに緑化施設 に関する工事 (植 裁工事に係るものに限る。 以下この条にお いて同じ。)を

完了することができない場合においては、 国土交通省令で定めるところにより、 市町村長に申し出て、

その旨の認定を受けることができる。

建築基準法第七条第四項に規定する建築主事 等又は同法第七条の二第一 項の規定による指定を受けた

2

者 は 前 項  $\bigcirc$ 認定を受けた者に対し、 その 検査に係る建築物及びその敷 地 が 緑 化 施 設 に . 関 する 工 事 が

完了していないことを除き、 建築基準関係 規定に適合していることを認めた場合においては、 同 法 第七

条第五項又は第七条の二第五項の規定にかかわらず、これらの規定による検査済証を交付しなければな

らない。

3 前 項の規定による検査済証の交付を受けた者は、第一項のやむを得ない理由がなくなつた後速やかに

緑化施設に関する工事を完了しなければならない。

4 第三十七条及び第三十八条の 規定は、 前項  $\bigcirc$ 規定の違 反に ついて準用する。

(緑化施設の管理)

第四 干 匹 条 市 町 村 は、 条例で、 第三十五条又は 地区計 画等緑化率条例 の規定により設けら ħ た緑 化 施 設

の管理の方法の基準を定めることができる。

第二条の二第一項中 「(樹林 地、 草地、 水 辺地、 岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が 単

独で、 若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、 良好な自然的

保全 き緑 市 環境 規 公園 定 第 に を形 九 地 地 条 区 ょ  $\mathcal{O}$ (都 の 二 内 ŋ 確 成 指 保 L  $\mathcal{O}$ 市 一第 緑 及 定 7 公 ごされ **,** \ 地 び 遠 項」 法 るも  $\mathcal{O}$ 緑 第 た 保全に関する」 化 を「第二十四  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 条 推 を削 を 進」 第 1 り、 う。 に 項 改 E 以下同 同 め、 [条第一 に改め、 規定す 条第二 同号 項」 る 項 第三 都 同 口 |号 に改 中 市 号 及び 公 口 緑 園 め • 1 を 地 中 中 都 保全 1 「第八条」 管 う。 緑 市 理 地 計 地 協定」 以下 区  $\mathcal{O}$ 画 内 配 法 を  $\mathcal{O}$ 同 置 韶 r.  $\mathcal{O}$ 緑 「第十 下に 地 を 和 几  $\mathcal{O}$ 1十三年 七 保  $\mathcal{O}$ 地 · 条 ] 整備 全に 方公 (次章第 に改 関 共 法  $\mathcal{O}$ でする」 方 律 寸 め、 第 針 体 節 そ 百号)  $\mathcal{O}$ 同 を 及び第  $\mathcal{O}$ 設 号 他 置 特 保 第 12 口 別 全 係 五. 節 中 す 緑 条 る 都 地 べ  $\mathcal{O}$ 

改め、 に 8 お 配 1 7 慮 単 を 同 同 号 号 加 12 える = ハ 管 中 中 ベ 理 「緑 禄 き」 協定」 地 化 保 に  $\mathcal{O}$ という。 推 全 改 地 め、 進 を 区 同 重 を 点的 号 中 緑 を加 二 に を 図 地 え、 ホ 保 る とし、 ベ 全 き」 地 同 号 域 を 及 ハ 口  $\mathcal{O}$ び 緑 中 特 次 に 化 别 禄 次 緑 地 地  $\mathcal{O}$ 域 地 よう 以 保 保 外 全 全 に 地 地  $\mathcal{O}$ 区 区 区 加 域 える。 であ に、 を 特 つて重点 「 及 び 」 别 緑 地 的 を 保 全地 12 並 緑 区 化 び に  $\mathcal{O}$ に改 推 に 進

#### 二 緑 化 地 域 に お け る 緑 化 $\mathcal{O}$ 推 進 に 関 す る 事 項

郊 第二条 緑 地保全区域」 **の** 二 一第 三項 を 中 首 首 都圏 都 巻 近 近 郊 郊 緑地保全区域」 緑 地 保 全法 (昭 に、 和 匹 + 同 法第四条第一 年 法 律 第百 号) 項」 を 第三条第 「 首 都 圏 項 保全法第四  $\mathcal{O}$ 規定 に 条第 よる

近

項」 に、 「 近 畿 圏  $\mathcal{O}$ 保 全 区 域  $\mathcal{O}$ 整 備 に関 ける法が 律 韶 和 匹 十二年法律第百三号) 第五 条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定に

よる近 郊緑 地 保 全区 . 域 \_ を 近近 畿 巻 近 郊 緑 地 保全区 域 に、 同 法第三条第 項 を 「 近 畿 巻 保全法 第三

条第一 項」 に改 め、 「保全区域 整 備 計 画 に の 下 に 緑地 保全地域をその区 域とする市 町 村に あ つて は

第六条第一項の規定による緑地保全計画に」を加え、 同条第七項中 「前三項」を「第四項か ら前項まで」

に改め、 同項を同条第八項とし、 同条中第六項を第七項とし、 第五項を第六項とし、 第四 項の次に次の一

項を加える。

5 市 町 対は、 基本計画に第二項第三号イに掲げる事 項 都 道 府県の設置に係る都 市 公園 0 整 備  $\mathcal{O}$ 方針 に

係るものに限る。) を定めようとする場合に お *\* \ て は 当該 事 項について、 あらかじめ、 都道府! 県知 事

と協議し、その同意を得なければならない。

第一章の二中第二条の二を第四条とする。

第一章の二を第二章とする。

第一章中第二条の次に次の一条を加える。

(定義)

第三条 この法律にお いて 「緑地」とは、 樹林 地、 草地、 水辺地、 岩石: 地若しくはその状況がこれらに類

する土地が、 単独で若しくは一体となつて、 又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて

、良好な自然的環境を形成しているものをいう。

2 この法律において 「都市 計 画区 域」とは、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第四条第二項に規

定する都市計画区域をいう。

3 この法律において「首都圏近郊緑地保全区域」とは、 首都圈近郊緑地保全法 (昭和四十一年法律第百

号。以下 「首都圏保全法」 という。) 第三条第一項の規定による近郊緑 地保全区域をいう。

4 この法律に お į, 7 「近畿 巻 近郊緑地保全区域」 とは、 近畿 圏  $\mathcal{O}$ 保全区域  $\hat{O}$ 整備 に関する法律 (昭 和 匹

十二年法律第百三号。 以 下 「近畿圏保全法」という。) 第五条第 項 の規定による近郊緑地保全区域を

いう。

(都市公園法の一部改正)

第二条 都市公園法 (昭和三十一年法律第七十九号) の一部を次のように改正する。

第三

目 次中 「第十八条の二」 を 「第十九条」に、

> 「第三章 雑則 (第十九条— -第二十四条の二)

> > 第四

第四 章 罰 則 (第二十五条— 第二十九条) を 第五

章 立体都市公園(第二十条—第二十六条)

章 監督 (第二十七条·第二十八条)

に改める。

章 雑則 (第二十九条 -第三十六条)

章 罰則 (第三十七条 —第四十一条)

第二条の二中「当たり」の下に 「都市公園  $\mathcal{O}$ 区域その他」 を加える。

第三条中第二項を第三項とし、 第一 項の次に次  $\mathcal{O}$ 項 を加 える。

2 に 係 都市 る都 緑 市 地 法 公 遠 (昭和四十八年法律第七十二号)  $\mathcal{O}$ 整 備 の方 針 が定められてい るものに限る。 第四条第一 項に規定する基本 が定めら れ た市町 計画 村 (地  $\mathcal{O}$ 方 区 域 公共 角 に 寸 体 お 1  $\mathcal{O}$ 設 7 地

方公共団体 が 都市公園を設置する場合にお いては、 当該都市公園の設置は、 前項に定めるものの ほ か、

当該基本計画に即して行うものとする。

第五条第一項及び第二項を次のように改める。

ては、 遠 に 公園施 国土交通省令) が 三 設  $\mathcal{O}$ を設け、 規定に で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出 又は より 公 都 園施設を管理しようとするときは、 市 公 亰 [を管理する者 ( 以 下 「公園管理者」 条例 **国** という。) してその許可を受けなけ  $\mathcal{O}$ 設置に係る都市 以外 でる者は 公園 は、 都 12 れ 市 あ ば 公 0

2 公園管理者は、 公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、

前

項

 $\mathcal{O}$ 

許

可をすることができる。

ならない。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、

同様とする。

当該公園管理者が自ら設け、 又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの

当該公園管理者以外 で者が . 設け、 又は管理することが当該 都 市 公園 0 機 能  $\mathcal{O}$ 増 進 に資すると認めら

れるもの

つては 第六条第二項中 国土交通省令」 地地 を 方公共団体 「条例 (国 の  $\mathcal{O}$ 設 置 設置 に係 に係る都市 る都市公園 公園にあつては、 にあ つては条例で、 国土交通省令) 国の設 **監に係る** に改め、 る都 市公園 同 条第 に あ

三項ただし書中「地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては条例で、

国の設置に係る都市公園

[にあっ

ては 政令」 を 「条例 **国**  $\mathcal{O}$ 設置 に係る都市 公園にあつては、 政令) 」 に改

第 八条中 「第五 条第二 項」 を 「第五 条第 項 に、 「附する」を 「付する」 に改める。

第十条中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十一条及び第十二条を削り、 第十条の三を第十二条とし、 第十条の二を第十一条とする。

第十六条中 「都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市 計

画 事 設置される場合」 業が 施行される場合その他公益上特別 を に改め、 の必要が ある場合又は廃止される都市公園に代るべき都 条に次の各号を加える。 市 公園

が 都 市 公園  $\mathcal{O}$ 区 域 内 「次に掲げる場合」 に お 1 て 都市 計 画 法  $\mathcal{O}$ 規定により 同 公 慰 及び 緑 地 以外  $\mathcal{O}$ 施設に係る都市計画事業が

廃 止され る都市 公園 に代 わ るべ き都・ 市 公 園 が 設 置さ れ いる場合

施

行される場合その他

公益

上

特

莂

 $\mathcal{O}$ 

必

要

が

あ

る場

三 公園管 理 者が そ の 土 地 物 件 に 係 る権 原を借受けにより 取 得した都市公園について、 当該貸借契約  $\mathcal{O}$ 

終了又は解除によりその権原が消滅した場合

第十八条中 「地方公共団体 の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体の条例で、 国の設置に係

る都市公園にあ つては 政令」を 「条例 (国の設置に係る都市公園にあつては、 政令)」 に改 いめる。

第二十九条を第四十一条とする。

条の二各号の一」を「第十一条各号のいずれか」に、「一万円」を「十万円」に改め、 十一条第一項又は第二項(第二十三条第三項」を「第二十七条第一項又は第二項(第三十三条第四項」に 第二十八条第一項中「第十条の二(第二十三条第三項」を「第十一条(第三十三条第四項」に、 同条第二項中「第 「第十

条第四 中 「第十条の二又は第十条の三第一項 「に掲げるものの一」を「のいずれかに掲げるもの」に、 項」に改め、 同 項第二号中 「第十条の三第一項 (第二十三条第三項」を「第十一条又は第十二条第一 (第二十三条第三項」を 「一万円」を「十万円」に改め、 「第十二条第一 項 項 同項第一号 (第三十三 (第三十

三条第四項」に改め、同条を第四十条とする。

第二十七条を第三十九条とする。

第二項(第二十三条第三項」を「第五条第一項(第三十三条第四項」に改め、 第三項」を「第三十三条第四項」に、 第二十六条中「の一」を「の いずれか」に、「十万円」を「三十万円」に改め、 「公園予定地」を「公園予定区域」に改め、 同条第二号中「第二十三条 同条を第三十八条とす 同条第一号中 「第五条

る。

を「第四十条第二項各号」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、 又は第二十七条第一項若しくは第二項(第三十三条第四項」に、「第二十三条第一項」を「第三十三条第 一項」に、「第二十八条第二項において」を「第四十条第二項において」に、「第二十八条第二項各号」 第二十五条中 「第十一条第一項又は第二項 (第二十三条第三項」を「第二十六条第二項若しくは第四 同条を第三十七条とする。 項

第四章を第六章とする。

第三章中第二十四条の二を第三十五条とし、 同条の次に次の一条を加える。

### (経過措置)

第三十六条 れ 、ぞれ、 政令又は国土交通省令で、 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、 その制定又は改廃 に伴い合理的に必要とされる範囲内において、 又は改廃する場合にお いては、 所 そ

要の経過措置 (罰則 に関する経過措置を含む。 )を定めることができる。

項」に、 第二十四条第一項中 「前条第三項」を「前条第四項」に改め、 · の \_ を「のいずれか」に改め、同項第一号中「第五条第二項」を 同項第二号中「前条第三項」を「前条第四項」に改め 「第五条第一

を削 同 項第一 り、 同 五号中 項第三号中 「第十条の三第一項」 「第十一 条第 項」 を「第十二条第一項」 を 「第二十七条第 に改 項」 め、 に、 同 号を同項第六号とし、 前 条第三項」 を 前 同 条第 項 第 兀 四号 項

に改め、 同号を同項第五号とし、 同項第二号の次に次の二号を加える。

第十三条、 第十四条第二項又は第二十八条第四項 (前条第四項においてこれらの規定を準用する場

合を含む。)の規定による負担の決定

几 第二十六条第二項又は第四 項 (前 条第四 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定

による必要な措置の命令

第二十四条第三項中 「第十条 の三第 項」 を 「第十二条第 項」 に改め、 同条を第三十四条とする。

第二十三条の見出しを (公園予定区域等) 」 に改め、 同 条 中 第 五項を第六項とし、 第四 項 を第 五. 項と

ての 土 同 条第三項中 地 に関する」 前前 に、 項」 「第十八条の二」 を 第 項又は を 第二項」 「第十九条、 に、 第二十五条 区 域 吸内にあ から第二十八条まで」に、 る土 地 について」 を 区 域 土 12 地 **つ** 1

以下 「公園予定地」を 「区域 (以下「公園予定区域」に、 「当該公園予定地」を「当該公園予定区域内」

に改め、 同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一項を加える。

3 地方公共団体又は国土交通大臣は、 都市公園を設置すべき地域の状況を勘案し、 適正 かつ合理的な土

地 利 用の促進を図るため必要があると認めるときは、 前二項の規定による都市公園を設置すべき区 一域を

立体的区域とすることができる。

第二十三条を第三十三条とし、第十九条から第二十二条までを十条ずつ繰り下げる。

第三章を第五章とする。

第十八条の二中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改め、第二章中同条を第十九条とする。

第二章の次に次の二章を加える。

第三章 立体都市公園

(立体都市公園)

公園管理者は、 都市 公園の存する地域 の状況を勘案し、 適正か つ合理的な土地 利用の促進を図

るため必要があると認めるときは、 都市公園の区域を空間又は地下について下限を定めたもの 。 以 下

立体的区域」という。)とすることができる。

(設置基準)

第二十 条 その 区域を立体的区域とする都 市 公園 ( 以 下 立体 :都市公園」 という。 0 設置 に関する基

準については、政令で定める。

(公園一体建物に関する協定)

第二十二条 公園管理者は、 立体 都市公園と当該立体都市公園の区域外の建物とが一体的な構造となると

きは、 当該建 物の所有者又は所有者となろうとする者と次に掲げる事項を定めた協定 ( 以 下 「協定」と

が あると認めるときは、 協定に従つて、 当該 建物  $\mathcal{O}$ 管理を行うことができる。

を締結することができる。この場合において、公園管理者は、

当該立体都市

公園

の管理上必

要

1

う。

一 協定の目的となる建物 (以下「公園一体建物」という。)

公園 体 建物  $\mathcal{O}$ 新築、 改築、 増築、 修 繕 又は模様替及びこれらに要する費用  $\mathcal{O}$ 負担

三 次に掲げる事項及びこれらに要する費用の負担

1 公園 体建 物 に関する立 体 都 市 公 粛  $\mathcal{O}$ 管 理 上 必 要な 行為  $\mathcal{O}$ 制 限

ロ 立体都市公園の管理上必要な公園一体建物への立入な

ハ 立体 都 市 公園に関する工事又は公園 体建物に関する工事が行われる場合の 調

整

立体都市公園又は公園一体建物に損害が生じた場合の措置

=

四 協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 協定の掲示方法

七 その他必要な事項

2

公園管理者は、 協定を締結した場合にお いては、 国土交通省令で定めるところにより、 遅滞なく、そ

の旨を公示し、 かつ、 協定又はその写しを公園管理者 の事 務所に備 えて一 般  $\mathcal{O}$ 閲覧に供するとともに、

協定で定めるところにより、 公園 体建物 又はその 敷 地 内  $\mathcal{O}$ 見やすい場所に、 公園管理者  $\mathcal{O}$ 事務 所にお

、て閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

(協定の効力)

第二十三条 前 条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に よる公示  $\mathcal{O}$ あ つた協定は、 その 公示 のあ つた後に おい て当該協定  $\mathcal{O}$ 自的

となつている公園 体建筑 物  $\mathcal{O}$ 所有者となった者に対しても、 その効力があるものとする。

(公園一体建物に関する私権の行使の制限等)

第二十四条 公園 体 建物 0 所有者以外の者であつてその公園 体建 物  $\mathcal{O}$ 敷 地 に関する所 有 権 又は 地 上 権

そ (T) 他 の使用が 若しくは 収 益 を目的とする権 利を有する者 (次項にお 1 7 敷 (地所) 有者等」 という。 は

そ 0 公園 体建 物 の所有者に対する当該 権 利  $\mathcal{O}$ 行 使が立 体都市公園を支持する公園 体建物として  $\mathcal{O}$ 

効用を失わせることとなる場合においては、 当該権利の行使をすることができない。

2  $\mathcal{O}$ 使用又は 前 :項の場合において、公園一体建物の所有者がこれを所有するためのその敷地に関する地上権その他 収益を目的とする権利を有しないときは、 当該公園 一体建物  $\mathcal{O}$ 収去を請求する権利を有する

求することができる。

敷

地

所

有者等は、

当該公園

体建物

の所有者に対し、

当該

公園一

体建物を時価で売り渡すべきことを請

(公園保全立体区域)

第二十五 条 公 慰 管 理 者は、 立体 都市 公園 に っい て、 当該. 立体都市 公園 の構造を保全するため 必要 が あ る

めるときは、 その 立体: 的 区域に接する一 定の 範 囲 の空間 又は地下 を、 公園保全立体区域として指定

することができる。

2

公園保全立体区域の指定は、 当該立体都市公園の構造を保全するため必要な最小限度の範囲に限 つて

するものとする。

3 公 園 管理者 は、 公園保全立体区域を指定するときは、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を

公告しなければならない。 これを変更し、 又は廃止するときも、 同様とする。

(公園保全立体区域における行為の制限)

第二十六条 公園保全立体区域内にある土地、 竹木又は建築物その他の工作物の所有者又は占有者は、そ

 $\mathcal{O}$ 土地、 竹木又は建築物その他の工作物が立体都市公園 の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められ

る場合においては、 その損害を防止するため の施設を設け、 その他その損害を防止するため必要な措置

を講じなければならない。

2 公 袁 管理者 は、 前 項に規定する損害を防 止するため特に 必要があると認める場合におい ては、 同 項に

規定する所有 者又は占有者に対して、 同項に規定する施設を設け、 その他その損害を防 止するた 8 必 要

な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 第 項に規定する所有者又は占有者は、 同 項に規定するもののほ か、 土石 の採取その他  $\mathcal{O}$ )公園! [保全立

体区域における行為であつて、 立体都市公園の構造に損害を及ぼすおそれがあると認められるものを行

つてはならない。

4 公 園 管 理者 は、 前 項の 規定に違反している者に対し、 行為 の中 止 物件  $\mathcal{O}$ 改築、 移転 又は除却そ  $\mathcal{O}$ 他

 $\frac{1}{\sqrt{L}}$ 体 都 市 公園 0 構 造に損害を及ぼすことを防止するための必要な措置をすることを命ずることができる。

第四章 監督

(監督処分)

第二十七条 公園管理者は、 次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律の規定によつてした許

可 を取り消 Ļ その効力を停止し、 若しくはその条件を変更し、 又は行為若しくは工事 の中 止 都 市 公

遠 に存する工作物その 他 の物件若しくは施設 (以下この条において 「工作物等」という。) の改築、 移

転若しくは除 却、 当該 工 作 物等により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、 若しくは 都

市公園を原状に回復することを命ずることができる。

この 法 律 (前条を除く。 以下この号におい て同じ。) 若しくはこの法律に基づく政令の規定又はこ

の法律の規定に基づく処分に違反している者

二 この法律の規定による許可に付した条件に違反している者

- 三 偽りその 他不正 な手段によりこの法律 の規定による許 可 を受けた者
- 2 公 遠 管 理 者 は、 次 の各号  $\bigcirc$ 7 ず れ か に該当する場合にお 7 ては、 この 法 律  $\mathcal{O}$ 規定による許可を受けた
- 都市公園に関する工事のためやむを得ない 必要が生じた場合

者に対り

前

項に規定する処分をし、

又は

同

項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- 三 前二号に掲げる場合 都市公園 の保全又は公衆 のほ 水の都市 か、 都市公園 公園 の利用に著しい支障が生じた場合 の管理上の 理 由以外の 理 由に基づく公益上やむを得ない
- 3 前 条第二項若しくは第四項又は 前 二項  $\mathcal{O}$ 規定により必要な措置を命じようとする場合にお いて、 過失

が

生じた場

合

- が 5 行 なくてその措 又はその 置 命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。 [を命ぜられるべき者を確 知することができないときは、 この場合にお 公園管理者は、 1 7 その は、 措 相 置 当の を自
- 期限 を定めて、 その 措置を行うべき旨及びその 期限までにその措置を行わ ないときは、 公園 管理者 又は
- その命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない 公 園管理者は、 前項の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、 当該工作物等を保管し

4

なければならない。

5 等を返還するため、 該 公 Ĭ 園 作物等につい 管 理 者 たは、 前 条例 項の て権原を有する者 規定により工作物等を保管したときは、 (国の設置に係る都市公園にあつては、政令。 (以下この条において 「所有者等」という。) 当該 工作 以下この条において同じ。)で -物等の 所 有者、 に対 占有者そ し当該 工 作  $\mathcal{O}$ 物 他

6 又は前で 公園管理者は、 項  $\mathcal{O}$ 規定による公示 第四項の規定により保管した工作物等が の日から起算して二週間 (工作物等が特に貴重なものであるときは、三月 滅失し、 若しくは破損するおそれがあるとき

定めるところにより、

条例で定める事項を公示しなければならない。

- 評 め を経過 るところにより、 価 L た当該 してもなお当該 工作物 当該 等の 工 作 価 工作物等を返還することができない場合にお 額 に比 物等を売却 Ļ その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、 その 売却 した代金を保管することができる。 いて、 条例で定めるところにより 条例で定
- 7 等 の売却につき買受人がないとき、 公 嵐 管 理者 は、 前 項に 規定する工 一作物等 又は売却しても買受人がないことが明らかであるときは、  $\mathcal{O}$ 価 額が著しく低 1 場合におい て、 同 項  $\mathcal{O}$ 規定による 当 該 工 工作 作 物

物等を廃棄することができる。

- 8 第六 項 の規 定により売却 した代 2金は、 売却に要した費用に充てることができる。
- 9 当 該 第三 工 作 項 物等 か 5 の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する措置を命ずべき者の負担とする。 第六項までに 規定する工作 物 等  $\dot{\mathcal{O}}$ 除 却、 保管、 売却、 公示そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 措置 に 要し た費用 は
- 10 第五 項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した工作 物

(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。) を返還することができな

ときは、 当該 工作物等の所有権 は、 当該工作物等を保管する公園管理者 (国土交通大臣が公園管理者で

(監督処分に伴う損失の補償)

あるときは、

国

に

帰

属する。

第二十八条 公 園管理者は、 こ の 法 律 Lの規・ 定による許可を受けた者が 前条第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により処分をされ

又 は 必要な 措 置を命ぜられたことによつて損失を受けたときは、 そ の者に対し 通常受け るべき損 失を

補償しなければならない。

- 2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による損失の補償については、 公園管理者と損失を受けた者とが協議して定める。
- 3 前 項の規定による協議が成立しないときは、 公園管理者は、 自己の見積つた金額を損失を受けた者に

支払わなければならない。 この場合において、 当該金額につい て不服が がある者は、 政 令で定めるところ

に により、 補 償 金額 の支払を受けた日から三十日以内に収用 委員会に土地 収 用法 (昭 和二十六年法律第二

百十九号) 第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 公園管理者は、 第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第二項第三号の規定により処分を

又は必要な措置を命じたことによるものであるときは、 当該補償金額を当該理由を生じさせた者に

負担させることができる。

附 則第十項及び第十三項中 「第十九条」 を 「第二十九条」に改める。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

第三条 首都 巻 近 郊 緑 地 保全法 昭昭 和四十一年法律第百一号) の <u>ー</u> 部を次のように改正する。

第四 条第二項中  $\overline{\mathcal{O}}$ 各号」 を削り、 同 項第三号中 禄 地保全地 区 を 「特別緑地保全地 区 に改 いめる。

第七条を削る。

第八条第一項中 「緑地保全地区」を 「緑地保全地域及び特別緑地保全地区」に改め、 「この条」 の 下 に

及び次条第一項」を加え、 「の各号」を削り、 同条第四項中「の各号」を削り、 同項第一号中「行なう

同 項第五号とし、 を「行う」に改 め、 同 項第三号中 同項第五号を同 「すでに」を 「項第六号とし、 「既に」 に改 同項第四号中 め、 同号を同項第四号とし、 「行なう」を「行う」に改め、 同 項第二号を同 同号を 項

第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

次条第一項の規定による管理協定において定められた当該管理協定区域内の近郊緑地の保全に関連

して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

第八条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(管理協定の締結等)

第八条 定され 収 郊 いう。) する者 緑 益を目的とする権利 地 た 禄: 地方公共団  $\mathcal{O}$ (以下「土地の所有者等」と総称する。) と次に掲げる事項を定めた協定 を締結して、 保 全 地 一のため 管理 機 体又は都 必要が、 構 当該土地の区域内の近郊緑地の管理を行うことができる。 ( 臨 (第十六条第 時 あると認めるときは、 市 緑 設 地法 備その 昭昭 項 第 一 他 和四十八年法律第七十二号)第六十八条第 時 使用 号に掲げる業務を行うものに限る。)  $\mathcal{O}$ 当該保全区域内の ため設定されたことが 土 地 又 マ明らかタ は 木竹 なもの  $\mathcal{O}$ ( 以 下 は、 所有者又 一項の規定により指 保全区 を除く。) 「管理協定」と は使 域 用 内 を有 0 及 び 近

- 管理協力 定 0 目的となる土 地  $\mathcal{O}$ 区 域域 ( 以 下 「管理協 定区 |域
- 管理 協 定 区 域 方  $\mathcal{O}$ 近 郊 緑 地  $\mathcal{O}$ 管 理  $\mathcal{O}$ 方法 に関す る事 項
- $\equiv$ 管理協力 定 区 域 内  $\mathcal{O}$ 近 郊 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、

当

該 施 設  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 ける事 項

匹 管理協力 定 の有 効 期間

五. 管理協定に違反した場合 の措置

2

- 管理協定に っつい ては、 管理協定 区 |域 内 の土 地  $\mathcal{O}$ 所有者等の全員の合意がなければならない。
- 3 管理 協定  $\mathcal{O}$ 内容 は、 次の各号に 掲げる る基準  $\mathcal{O}$ 1 ず れにも適合するものでなけ ればならない。
- 近 郊 緑 地 保全 計 画 と  $\mathcal{O}$ 調 和 が 保 た れ たも 0 であること。

土

地

及

び

木

竹

 $\mathcal{O}$ 

利

用

を不

当に

制

限

す

くる も

のでないこと。

- 三 第 項各 号に 掲 げげ る事 項 E 0 V 7 国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 地 方公共団 一体又は 第 項  $\mathcal{O}$ 緑 地 管 理 機 構 は 管理協定 に同項第三号に掲げる事項を定めようとする場

合においては、 当該事項について、 あらかじめ、 都県知事 (当該土地が地方自治法 (昭和二十二年法律

第六十七号) 第二百五十二条 の十九第 項の指定都市 ( 以 下 「指定都市」 という。 の 区 域 内に存する

場合にあつて は、 当該指定都 市  $\mathcal{O}$ 長) と協 議 L なければならない。 ただし、 都県が 3当該 都 県  $\mathcal{O}$ 区 域 (指

定都 市の区域を除く。) 内  $\mathcal{O}$ 土地について、 又は指定都市が当該指定都市  $\mathcal{O}$ 区域 内 の土地 に つい 7 管理

協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第 項の緑地管理機構が管理協定を締結しようとするときは、 あらかじめ、 都県知事の認可を受けな

ければならない。

第九条から第十三条までを次のように改める。

(管理協定の縦覧等)

第九 条 地 方 公 共団体又は 都 県 知 事 は、 それぞれ管理協定を締結しようとするとき、 又は 前 条第 五. 項 0 規

定による管理 協定  $\mathcal{O}$ 認 可  $\mathcal{O}$ 申 請 が あつたときは、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公告

当該 管理的 協 定を当 該 公告  $\mathcal{O}$ 日 から二週間 関 係 人の 縦覧に供さなけ ればならない。

2 前 頃の 規定による公告があつたときは、 関係 人は、 同 項 0) 縦 覧 期 間 満 了 0 日までに、 当該管理協定に

<u>つ</u> いて、 地方公共団体又は都県知事に意見書を提出することができる。

# (管理協定の認可)

第十条 都県 知 事 は、 第八条第五 項の 規定による管理協定  $\mathcal{O}$ 認 可  $\vec{O}$ 申請が、 次の各号のいずれにも該当す

るときは、当該管理協定を認可しなければならない。

申請手続が法令に違反しないこと。

管理協定の内容が、 第八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告等)

第十一条 地方公共団体又は都県知事は、 それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、 国土

交通省令で定めるところにより、 その旨を公告し、 かつ、 当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方 公共

寸 体 又は当該 都県  $\mathcal{O}$ 事務 所に備えて公衆 の縦覧に供するとともに、 管理協定区域である旨を当該 区域内

に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第十二条 第八条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、 管理協定において定めた事項の変更に っつい

て準用する。

# (管理協定の効力)

第十 一条 (前条に お いて準用する場合を含む。) の規定による公告のあ つた管理 協定は、 その

公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、 その効力がある

ものとする。

第十九条を第二十二条とする。

第十八条の前 の見出しを削り、 同条中「の一」 を「のいずれか」に、「一万円」を「三十万円」に改め

同条第二号中 「第八条第一項」 を 「第七条第一項」に改め、 同条を第二十一条とし、 同条の前に見出

として「(罰則)」を付する。

第十七条中 「行なう」を「行う」に改め、 同条を第二十条とする。

第十六条中 事 務は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百 五. 十二条の十 九第 項 0 指 定

都市 (以下この条にお いて 「指定都市」という。)」 を 「事務 (第八条第四 項 及び第五項並び に第 九 条 か

ら第十一条まで(これらの規定を第十二条において準用する場合を含む。) に規定する事務を除く。)は

指定都市」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条を第十八条とする。

第十 匹 「条第二 項 中 都 市 緑 地 保全法 韶 和 四 十 八年法律第七十二号)第七条第 項」 を 都 市 緑 地 法第

同条を第十七条とする。

六条に

お

いて読

み替えて準用す

る同法第十条第一項」に、

「第八条第一項」を

「第十七条第一

項」

に

改め

第十三条の次に次の三条を加える。

(管理協定に係る都市の美観 風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特別 例

第十四条 第八条第 項の 緑 地 管理 機 構が管 理 協定に基づき管理する樹木又は樹木  $\mathcal{O}$ 集団 で 都市  $\mathcal{O}$ 美観 風

致 を 維持するため  $\mathcal{O}$ 樹 木  $\mathcal{O}$ 保 存に 関 民する法律 律 昭昭 和三十七年法律第 百四十二号) 第二条第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に

基 づき保存 樹 又は 保 存樹林として指定された もの に つい て  $\mathcal{O}$ 同 法  $\mathcal{O}$ 規 定 0 適用に つい ては 同 法 第 五. 条

第 項 中 所 有者」 とあ る 0 は 「所有者 及び 緑 地 管 理 機 構 都 市 緑 地 法 昭昭 和 匹 十八年法 律第七

第六十八 条 第 項 0 規定 に より 指定され た 緑 地 管 理 機 構 を 1 う。 以 下 同じ。 ٢, 同 法 第六 条第二

項及び 第八条中 「所有者」とあるの は 禄 地管理 1機構」 と 同法第九条中 「所有者」とあるのは 「所有

者又は緑地管理機構」とする。

### 都 市 緑 地 法 $\mathcal{O}$ 特 例

第十五 に ょ る緑 地 保 保 全 全計 区 域 画 内 をいう。  $\mathcal{O}$ 緑 地 保 全地 以 下 同 域 ľ E つい て定め は、 近郊 5 緑 れ 地 る 保 緑 全 地 計画に済 保全計 適 画 合し 都 たもので 市 緑 地 法第六条第 なけ れ ば なら 項 な  $\mathcal{O}$ 規 定

2 都県 は、 保全区 .域内の緑地保全地域に つ ١ ر て 緑地保全計 画を定め、 又はこれを変更しようとするとき

3 は、 前二 あらかじめ、 一項に定り めるものの 国土交通大臣に協議 ほ か、 保全区域内  $\mathcal{O}$ その同意を得なければならない。 緑 地 保全地 域並 びに当該 地 域内 における都 市 緑地法第二十

し、

兀 条第 項 の管理 協定及び 同法第一 五十五条第 一項の 市 民 緑 地 につい て 0 同 法  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に つい 7 は

に 同 存する場合に 法 第二十四 [条第 あ 匹 つては当該 項及び第五 中 十五 核 市 条第  $\mathcal{O}$ 長」 五項第二号中 とあ るの は 「当該: 当 指定都 該 指 定 都 市  $\mathcal{O}$ 市 長、  $\mathcal{O}$ 長」 当該. と、 土 同 地 法 が 第二十 中 核 市 应  $\mathcal{O}$ 条 区 域内 第 几

項 及び 第 五. + 五 条第六 項第二号中 「 指· 定 都 市  $\mathcal{O}$ 区 域 及 び 中 核 市  $\mathcal{O}$ 区 域 とあ る  $\mathcal{O}$ は 「指 定 都 市  $\mathcal{O}$ 区 域

٢, に つい て、 又は中 核 市 が 当 該 中 核 市  $\mathcal{O}$ 区 域 内  $\mathcal{O}$ 土 地 にこ 0 いて」 とある のは に 0 *\*\ て 同 法

第三十二条第一項 中 指 定 都 市 及び 中 核 市 とあ る 0 は 「指定都市」 と 「当該 指定都 市 又 は 中 核 市

以下この条において 「指定都市等」 という。 \_ とあるのは 「当該指定都市」と、 「指定都市等に」と

あ る Oは 指 定都市に」 と 同 · ( 条第) 二項 中 市 町 村都: 市 計 画 審 議 会 (当該: 中 ·核 市 に 市 町 村 都 市 計 画 審 議

会が 置 カン れ て 7 ない ときは、 当該 中 核市  $\mathcal{O}$ 存する都道 府 県  $\mathcal{O}$ 都道 府 県都 市 計 画 審 議 会 とあ る  $\mathcal{O}$ は

市町村都市計画審議会」とする。

第十六条 都市 緑地法第六十八条第一 項の規定により指定された緑地管理機構 (同法第六十九条第一号イ

に 掲げる業務を行うものに限る。) は、 同法第六十九条各号に掲げる業務のほか、 次に掲げる業務を行

うことができる。

一 管理協定に基づく近郊緑地の管理を行うこと。

一 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合に お į, ては、 都 市 緑 地法第七十条中 「又はニ(1)」 とあるのは、 二 (1) 又は首都圏保全法

第十六条第一項第一号」とする。

近 畿 巻  $\mathcal{O}$ 保 全 区域  $\mathcal{O}$ 整 備 に 関 ける法 律 (T) 部改正

第四条 近 畿圏  $\mathcal{O}$ 保全区 域 O整 備 に関する法律 昭 和四十二年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項中 「緑地保全地区」 を 「特別緑地保全地区」に改める。

第八条を削る。

第九 及び次条第一 条第 項中 項」 を加え、 緑 地 保全 地 「の各号」 区 を 禄 を削 地 保全地 り、 同条第四 域及び 項 特 中 別 緑  $\nabla$ 地 各号」を削 保全地 区 り、 に改め、 同 項第一号中 「この条」 行行 0 下に なう

同 項第五号とし、 同項第三号中 「すでに」を 「既に」 に改め、 同号を同項第四号とし、 同項第二号を同 項

同項第四号中

「行なう」を「行う」に改め、

同号を

を「行う」に改め、

同項第五号を同項第六号とし、

第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

次条第 項の 規定による管理 協定に お V て定められた当該管理協定区域内の近郊緑地 の保全に関連

第九条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

て必要とされる施

設

 $\mathcal{O}$ 

整

備に

関

はする事項に従つて行う行為

(管理協定の締結等)

第九 条 地方 公 共団 体 又は 都 市 緑 地 法 昭昭 和 四十八 年法律第七十二号) 第六十八条第 項  $\bigcirc$ 規定に ょ り指

定され た 緑 地 管理 機 構 (第十 -七条第 項第一 号に掲げる業務を行うも のに限る。) は、 近 郊 緑 地 保 全区

域内 の近郊緑地 の保全のため必要があると認めるときは、 当該近郊緑地保全区域内の土地又は木竹 の所

有者又は使用 及び 収益を目的 とする権 利 ( 臨 時 設 開そ  $\mathcal{O}$ 他 時 使用 のため設定されたことが 明ら カゝ なも

 $\mathcal{O}$ を除い を有する者 (以 下 土 地  $\mathcal{O}$ 所 有者等」 と総称する。 と次に 掲げる事 項 を定 め た協· 定 。 以

下 「管理協定」という。) を締結して、 当該 土地の 区 域内  $\mathcal{O}$ 近 郊 緑 地 の管理を行うことができる。

管理協定の目的となる土地の 区域 ( 以 下 「管理協定区域」という。)

一 管理協定区域内の近郊緑地の管理の方法に関する事項

三 管理協定 区域内 の近! 郊 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、 当

該施設の整備に関する事項

四 管理協定の有効期間

五 管理協定に違反した場合の措置

2 管理 協 定 に つ 7 ては、 管 理 協 定 区 域 内  $\mathcal{O}$ 土 地  $\mathcal{O}$ 所 有者等の 全員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 合意が なけ れ ば ならな

3 管理 協 定  $\mathcal{O}$ 内 容 は、 次  $\mathcal{O}$ 各号に 掲げ る 基 準  $\mathcal{O}$ 1 ず れ にも適合するものでなけ ればならない。

一保全区域整備計画との調和が保たれたものであること。

一 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第一 項各号に掲げる事項につい て国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

4 地 方 公共 寸 |体又は 第 項  $\mathcal{O}$ 緑 地 管 理 機 構 は、 管理協定 に 同 項第三号に掲 げ る事 項 を定めようとする場

合に

お

いては

当該

事項につ

*(* )

て、

あら

か

じ

め、

府県知事

(当該土地が

地

方自治法

(昭和二十二年

法律

第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市 ( 以 下 「指定都市」という。) の区域内に存する

場合にあつては、当該指定都市の長)

定 都市の区域を除く。) 内の土地について、 又は指定都市が当該指定都市  $\mathcal{O}$ 区域内 の土地に つい 、 て 管 理

と協議しなければならない。

ただし、

府県が当該府県の区域

( 指

協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第 項  $\mathcal{O}$ 緑 地 管 理 機構 が管 理協定を締結しようとするときは、 あらかじめ、 府県知事 の認可を受けな

ければならない。

第十条から第十四条までを次のように改める。

(管理協定の縦覧等)

第十条 地方公共団 体又は府県 知事 は、 それぞれ管理協定を締結しようとするとき、 又は、 前条第五 項 の規

定による管理協定の認可の申請が あつたときは、 国土交通省令で定めるところにより、 その旨を公告し

当該 管理協定を当該 公告  $\mathcal{O}$ 日 から二週間 関係 人の縦覧に供さなければならない。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 規定による公告が あ つたときは、 関係 人 は、 同 項  $\mathcal{O}$ 縦 覧 期 間 満 了  $\mathcal{O}$ 日までに、 当該管理協定に

ついて、 地方公共団体又は府県知事に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第十一条 府県知事は、 第九条第五項の規定による管理協定の認可の申請が、 次の各号のいずれにも該当

するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

管理協 定 の内容が、 第九条第三項各号に掲げる基準 Ö いずれにも適合するものであること。

(管理協定の公告等)

地方 公共団体 又は 府 県知 事 は、 それぞれ管理協 定を締結 L 又は 前 条の 認可をしたときは、 玉 土

交通省令で定めるところにより、 その旨を公告し、 カュ つ、 当該管理協定の写しをそれぞれ当該地 方 公共

団体又は当該 府県  $\mathcal{O}$ 事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、 管理協定区域である旨を当該区域内

に明示しなければならない。

## (管理協定の変更)

第九条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、 管理協定において定めた事項の変更につい

て準用する。

(管理協定の効力)

第十四条 第十二条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた管理協定は、その

公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、 その効力がある

ものとする。

第二十一条を第二十四条とする。

第二十条の前の見出 しを削り、 同条中  $\overline{\mathcal{O}}$ \_ を 「のいずれか」に、 「一万円」を 「三十万円」に改め

同条第二号中 「第九条第一項」 を 「第八条第一項」に改め、 同条を第二十三条とし、 同条の前に見出

として「(罰則)」を付する。

第十九条中「行なう」を「行う」に改め、 同条を第二十二条とする。

第十八条を第二十一条とする。

これ 六十七号) 第十七条中 らの 規定を第十三条に 第二百五十二条の十九第一 「第三条第一 項」 お 1 の 下 に て準 用する場合を含む。 項の指定都市 「 並 び に第九条第四 (以下この条において 「項及び第五項並びに第十条から第十二条まで を加 え、 地地 方 「指定都市」という。)」 自 治法 (昭 和二十二年法 を 律 第

指定都市」に改め、 同条を第二十条とする。

第十六条を第十九条とする。

六条において読 第十五条第二項中 み替えて準用する同法第十条第一項」 「都市 緑 地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第七条第一項」を に、 「第八条第一項」を 「第十七条第一 「都市緑地法第十 項」に改め

同 条を第十八条とする。

第十四条 の次に次の三条 を加 える。

( 管 理 協定 に 係 る 都 市  $\mathcal{O}$ 美観 風 致 を維持するため  $\mathcal{O}$ 樹 木  $\mathcal{O}$ 保存に関する法 律  $\mathcal{O}$ 特 例

第十五 条 第九 条第 項  $\mathcal{O}$ 緑 地 管理 機 構 が管理: 協定に基づき管理する 樹 木 文 は 樹 木  $\mathcal{O}$ 集 団 で 都 市  $\mathcal{O}$ 美 観 風

基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、 を 維持するため 0 樹 木  $\mathcal{O}$ 保 存に関 する法律 (昭 和 三十七年法律第百四十二号) 第二条第 項 同法第五  $\mathcal{O}$ 規定に 条

致

第 項 中 「所有者」 とあ る  $\mathcal{O}$ は 「所有者 及び 緑 地 管 理 機 構 都 市 緑 地 法 昭昭 和 匹 十八年 法 律第七十二号

第六十八 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に より 、指定さ れ た 緑 地 管 理 機 構 を 1 う。 以 下 同 ľ と、 同 法 第六 条第二

項及び 第八条中 「所有者」とあ るの は 「 緑 地管理 |機構| と、 同 法第九条中 「所有者」とあるのは 「所有

者又は緑地管理機構」とする

(都市緑地法の特例)

第十六条 近郊 緑 地 保全区域内  $\mathcal{O}$ 緑地保全地域について定められる緑地保全計画 (都市 緑 地法第六条第

項  $\mathcal{O}$ 規定によ る緑 地保全計 画をいう。 以下同じ。) は、 保全区域整備 計 画 に 適合したもので なけ ればな

らない。

2 府 温県は、 近 郊 緑 地 保全区域 内  $\mathcal{O}$ 緑地! 保全 地域 に 0 V) て緑 地 保全計 画を定め、 又はこれを変更しようと

るときは あら か ľ め、 玉 土 交通 大臣 に 協 議 Ļ そ  $\mathcal{O}$ 同 意 を得 な け れ ば なら な

3 前 項 に定  $\emptyset$ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 近 郊 緑 地 保 全 区 域 内  $\mathcal{O}$ 緑 地 保 全 地 域 並 び に 当 該 地 域 角 に お け る 都 市 緑 地

法第二十四条 第 項  $\mathcal{O}$ 管 理 協 定及 でド 同 法 第 五 十五条第 項  $\mathcal{O}$ 市 民緑 地 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 同 法  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 に 0

*\*\ ては、 同法第二十四条第四項及び第五十五条第五項第二号中 「当該指定都市  $\mathcal{O}$ 長 当該土地 が 中核市

計 中 と  $\mathcal{O}$ 兀  $\mathcal{O}$ に ·核市 [条第四 区 区 画 |域 審 域」と、 同法第三十二条第一項中 議会が とあるのは 内に存する場合にあつては当該 (以下この条において 項及 「について、 び第五 置 か れ 「指定都 てい 十五 ない 条第六項第 又は中 市 に ときは、 「指定都市等」という。 「指定都市及び中核市」 と -核市 一号中 当該 同 が当該・ 中 核 条第二項中 中 市 指 核市 中  $\mathcal{O}$ 核市 長 定  $\mathcal{O}$ 都 とあ 存する都道府県  $\mathcal{O}$ 市 市 とあるのは 区域  $\mathcal{O}$ る 町 区 とあるのは 村都市計 内 域 0 は 及び  $\mathcal{O}$ 土地 一、 「指 中 当該指力  $\mathcal{O}$ 画 に 核 つい 都道. 審 市 定都市」と、 「当該指定都市」と、 議  $\mathcal{O}$ て 府 会 定 区 课都· 都市 . 域 \_ (当該中核市 とあるのは لح の長」 市 「当該: 計 あ 画 る と 審  $\mathcal{O}$ に市 指定都· 議会) は に 同 「指· 「指 法 0 町 第二十 村 定 市 *\*\ 定 とあ て 都 又は 都 都 市 市 市

第十 うことができる。 12 七 掲 げ 条 る業務を行うも 都 市 緑 地 法 第六十八条第  $\mathcal{O}$ に限 る。 項 は、 の規定により指 同法第六十九条各号に掲げる業務 定され た緑: 地管 理 機  $\mathcal{O}$ 構 ほ (同法第六十九 か、 次に · 掲 げ 条第 る業務を行 号イ

る

 $\mathcal{O}$ 

は

市

町村

都

市

計画

審

議会」とする。

- 一 管理協定に基づく近郊緑地の管理を行うこと。
- 一 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前 項 の場合に お Į, ては、 都市 緑地法第七十条中 「又は 二 (1) とあるのは、 二 (1) 又は近畿圏 保全法

第十七条第一項第一号」とする。

(都市計画法の一部改正)

第五条 都市計 画法 (昭和四十三年法律第百号) の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十二号を次のように改める。

都市

緑

地法

(昭和四十八年法律第七十二号)

第五条の規定による緑地保全地域、

同法第十二条の

規定による特別 緑 地保全地 区又は同法第三十四条第一項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定による緑 化 地域

第八条第四 項中 「及び特定防 災街区整備 地 区 を 特定防 災街区整 備 地 区 及び 緑化地 域」 に改り がある。

第十二条  $\mathcal{O}$ 五. 第六項第二号中 「最低 限度その他」 を 「最低 限 度、 建築物  $\mathcal{O}$ 緑 化率 (都 市 緑 地 法第三十四

条第二項 に規定する緑化率をいう。  $\mathcal{O}$ 最 低 限 度その 他 に 改 め、 同 項 第三号中 「前二号」 を 「前三号」

に改 同 号を 同 項第四号とし、 同 項第二号 0 次に 次の一 号を加える。

 $\equiv$ 現に存する樹林 地 草 地等で良好な居住環境を確保するため必要なもの の保全に関する事項

第十五条第一 項第四号中 「第八条第一項第十二号に掲げる地区にあつては」の下に 「都市緑地法第五条

の規定による緑地保全地域、」を加える。

線 道 路 0 沿 道  $\mathcal{O}$ 整 備 に関 す る法 律 *(*) 部改 正

第六条 幹線道 路  $\mathcal{O}$ 沿道  $\mathcal{O}$ 整備 に 関す る法法 律 (昭 和 五. 十五年法律第三十四号) の一部を次のように改正する。

第九条第六項第二号中 「建築面 積の最低限度」 の 下 に 建築物の緑化率 (都市 緑地 法 (昭 和四 一十八年

法律第七十二号)第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。 の最低限度」 を加え、 同 項第三号中 前

を「前三号」に改め、 同号を同項第四号とし、 同項第二号の次に次の 号を加える。

 $\equiv$ 現に存する樹 林 地、 草 地等で良好な居住環境を確 保するため必要なも O0 保全に関する事項

(集落地域整備法の一部改正)

第七条 集落 地 域 整 備 法 昭 和 六十二年法律第六十三号) (T) \_\_ 部を次のように改正する。

第五 |条第四| 項 第三号中 「前二号」 を 「前三号」に改め、 同 一号を同 項第四号とし、 同項第二号の 次に次  $\mathcal{O}$ 

一号を加える。

 $\equiv$ 現に存する樹林地、 草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項

(密集市街地における防災街区 一の整備の の促進に関する法律の 部改正)

第八条 密 集市 街 地 にこ お ける防災街 区  $\overline{\mathcal{O}}$ 整備  $\mathcal{O}$ 促 進に関する法律 (平成九年法律第四十九号) 0) 部を次の

ように改正する。

第三十二条第三項中 「設置 の制限」 の 下 に  $\neg$ 建築物の緑化率 (都市 緑 地 法 昭昭 和四十八年法律第七十

二号)第三十四条第二項に規定する緑化率をいう。 次項第二号において同じ。)の 最低限度」 を加え、 同

条第四項第二号中 「設置の制限」の下に「、 建築物の緑化率の最低限度」を加え、 同項第三号中 「前二号

を 「前三号」に改め、 同号を同項第四号とし、 同項第二号の次に次の一号を加える。

 $\equiv$ 現に存する樹林地、 草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項

附 則

(施行期日)

第 条 この 法律は、 公布 O日 から起算して六月を超えな 1 範囲内にお いて政令で定める日 カ ら施行する。

(緑 地  $\mathcal{O}$ 保全及 Ű 緑化  $\mathcal{O}$ 推 進 に 関する基本計 画 に関する経 過 措 置

この 法律 -の施行 の際現 に第一条の規定による改正 前  $\mathcal{O}$ 都 市緑: 地保全法 ( 以 下 都市 緑 地保全法」と

第二条の二の規定に基づき定められている緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画 (次項に

お 1 7 旧 基本 計 画 という。)は、 第一 条 0 規定による改 Ē 後  $\mathcal{O}$ 都 市 緑 地 法 (以 下 都 市 緑 地 法 とい

う。 第四 条  $\mathcal{O}$ 規定に 基づき定めら ħ た緑 地  $\mathcal{O}$ 保全及 び 緑 化  $\mathcal{O}$ 推 進 に 関 する基本 計 画 次 項 E お 1 7 「新

基本計画」という。)とみなす。

2 0 法律の施行の 際旧基本計画に定められている都市緑地保全法第二条の二第二項第三号ニの地区は、

新基 本計画に定められた都市緑地法第四条第二項第三号ホの地区とみなす。

(緑地保全地区に関する経過措置)

第三条 この 法律 の施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 都市 緑地保全法第三条の規定により定められ てい る緑地保全地区は、 都市

緑 地 法第十二条  $\mathcal{O}$ 規定により定めら れた特別 別 緑 地 保全地区とみなす。

(緑地管理機構に関する経過措置)

第四 条  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に 都 市 緑 地保全法第二十条 の六 第 項の 規定により指定され 7 V ) る緑 地管 理

機 構 は、 都 市 緑 地 法第 六十八 条第 項 の規定により 指定され た緑地 管 理機構とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この 法律 の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。

## (政令 への委任

第六条 附 則 第二条から前条までに定めるも  $\mathcal{O}$ 0 ほ か、 この法律の施行に関して必要な経過措置は、 政令で

定める。

地方税法の一 部改正

第七条 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第二十五号の二中

都 市 緑 地 法 (昭 和四十八年法律第七十二号)第十二条」に、 「緑地保全地区」 を 特別 緑 地 保全地区

「都市緑地保全法

(昭和四十八年法律第七十二号)

第三条」を

に改める。

附 則 第十五条第十二項中 都 市 緑地保全法第二十条の五 0 五. を 都 市 緑地法第六十三条」 に改め、

認定 計 画 0 下に (同法第三十四 [条第一 項  $\mathcal{O}$ 規定による緑 化 地 域 角  $\mathcal{O}$ 建 築物  $\mathcal{O}$ 敷 地 内 0 同 条第二 一項に規

定する緑 化 施 設 の整備に に係るものを除く。 を加える。

、鉱業等に係る土地 利 用の調 整手続等に関する法律の一 部 改 Ē

第八条 鉱業等に係る土地利用 の調整手続等に関する法律 (昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次

のように改正する。

第一条第二号ヲを次のように改める。

ヲ 都市 緑 地法 (昭和四十八年法律第七十二号) 第三十三条第

第四十五条第一項中 - 「都市! 緑地保全法」を「都市緑地法」に改め、 同条第十項中 「都市緑地保全法」を

項

都市緑地法」に、 「緑地保全地区」を「特別緑地保全地区又は同法第二十条第一項の規定に基づく条例

(次項において「地区計画等緑地保全条例」という。) により制限を受ける区域」に改め、 同条第十一項

中 「緑地保全地 区 を 「特別 緑地保全地区又は地区計 画等緑: 地保全条例により制限を受ける区域」に、

都市 緑 地保全法」 を 「都市に 緑地法」 に、 「第五条第三項」 を 「第十四条第三項又は地区計 画等緑地保全条

例」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法 (昭 和二十九年法律第百六十五号) の一部を次のように改正する。

第百 一十五条の十三第一項中「公園予定地」を「公園予定区域」に、「第二十三条第三項」を「第三十三

条第四項」に、「第十一条」を「第二十七条」に改める。

第百 十五 条  $\bigcirc$ 十八 中 第 八条第 項 を 「第七 条第 項 に 改 8 る。

第百 十五 条  $\mathcal{O}$ + 九 中 第 九 条第 項」 を 「第八条第 項」 に 改 8

第百 十五条の二十一  $\mathcal{O}$ 見出 し中 都市 緑 地 保全法」 を 都 市 緑 地 法 に 改 め 同 条第一 項中 都 市 緑 地

保全法」 を 都 市 緑 地 法 に、 「第五条第一項」を 「第十四条第一 項 に改 め、 同条第二項中 都 市 緑 地

保全法第五条第八項」 を「都市 緑地法第十四条第八項」 に改め、 同条に次の 項を加える。

3 第 項に規定する自: 衛隊  $\mathcal{O}$ 部 隊等が応急措置として行う防 衛 施 設  $\mathcal{O}$ 構築その 他 の行為が \*都市! 緑 地 法

一十条第一 項  $\mathcal{O}$ 規 定に基づく条例  $\mathcal{O}$ 規定 により 許可を要することとされる場合における当該 条例  $\mathcal{O}$ 規定

の適用については、前二項の規定の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租 税 特 别 措 置 法 昭 和三十二年法律第二十六号)  $\mathcal{O}$ 部 を次のように改正する。

第三 应 条第 二項 第 三号中 都 市 緑 地 保全法 (昭 和四 十八 年 法 公律第七· 十二号) 第 八 条第 項 を 都 市

緑 地 法 昭 和 兀 十八 年法律第七十二号) 第十七条第一 項」に、 「都市に 緑地 保全法第八条第三 項」 を 都市

緑地法第十七条第三項」に改める。

第六十五条の三第 項第三号中 「都市! 緑 地 保全法第八条第 項」 を 都 市 緑 地 法第十七 条第 項」

都 市 緑 地 保 全 法第 八 条第三項」 を 都 市 緑 地 法第十七 条第三 項」 に 改 8 る。

第七十 条  $\mathcal{O}$ 九 0) 見出 し中 「 緑 地 保全地 区 を 「特 |別縁| 地 保 全地区」 に改め、 同条第 項中 都 市 緑 地 保

全法第三 条の規定による緑地保全地区」 を 「都市緑地法第十二 一条の 規定による特別 緑 地 保全 地区」 に、

緑地 保全地区等内 土地部分の税額」 を 特 別 緑地保全地区等内 土地部分の税額」 に改め、 同条第二

緑 地 保全地 区等内 土 地 部 分  $\mathcal{O}$ 税額」 を 特 別 緑 地保全地区等内土地部分の税額」 に改める。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)

第十一条 公有 地  $\mathcal{O}$ 拡 大  $\mathcal{O}$ 推 進 に 関する法律 昭昭 和 兀 [十七年法律第六十六号] 0 \_\_\_ 部を次のように改正する。

第 匹 条第 項 第二 号 口 中 「第二十三条第一 項」 を 「第三十三条第 項」 に改 いめる。

大 都 市 地 域 に お け る 優 良宅 地 開 発  $\mathcal{O}$ 促 進 に 関する緊急措 置 法  $\mathcal{O}$ 部 改 正

第十二条 大 都 市 地 域 E お ける 優 良宅 地 開 発 0 促 進に 関する緊急措置 法 (昭 和 六十三年法律第四 十七号) 0

一部を次のように改正する。

第十条第二項中 「都市緑地保全法」を 「都市緑地法」 に、 「第十四条第一項」を 「第四十五条第 項

に、 「第二十条第一 項」 を 「第五十四条第一 項 に改める。

地 価税法 の 一 部改正

第十三条 地価質 税 法 (平成三年法律第六十九号) の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中 「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、 「第三条第一項」を「第十二条第一項」に

緑地保全地区」を 「特別緑地保全地区」に改める。

独立 行政法人都市再生機構法 の 一 部改正)

第十四条

独立行

政法

人都市再生機

構法

(平成十五年法律第百号)

の 一

部を次のように改正する。

第十九条第三号中「第二十条」を「第三十条」に改める。

第二十四条中 「第四章」 を 「第六章」に改める。

_	86	_
---	----	---

## 理 由

全 るた  $\mathcal{O}$ 都 め、 芾 め に  $\mathcal{O}$ 緑 お 規 地 け 制 る  $\mathcal{O}$ 保 緑 行う 全 地  $\overline{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 保全及 制 た 度、  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 建築物 規 び 制 緑 を行 化 E  $\mathcal{O}$ う 推 0 **,** \ 緑 進 地 並 緑 保 び 化 全 に 率 地 都  $\mathcal{O}$ 域 市 規 制 公 制を行う 度、 亰  $\mathcal{O}$ 整 地 区 備 制 計 を 度、 画 等 層 <u>\f\</u> 推  $\mathcal{O}$ 体 区 進 域 都 12 市 公園 良好 お 7 て 制 な 度並 都 条 例 市 12 環 び に ょ 境 首 り  $\mathcal{O}$ 都 緑 形 巻 成 地 を図 及  $\mathcal{O}$ CK 保

た

を

て

近 畿 圏  $\mathcal{O}$ 近 郊 緑 地 保全区 . 域 に お け る管理協定 制 度を創設するとともに、 緑 地  $\mathcal{O}$ 保全及び 緑 化  $\mathcal{O}$ 推 進 12 関 する

基 本 計 画  $\mathcal{O}$ 記 載 事 項  $\hat{\mathcal{O}}$ 拡 充 都 市 公園に お ける監督処分に係る手続  $\mathcal{O}$ 整備 等 所 要  $\overline{\mathcal{O}}$ 措置を講ずる必要が ある

これ が、 この法律案を提出する理 由である。